

豊橋市多文化共生推進計画 2019-2023



2019年3月

豊橋市

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	2

第2章 多文化共生の現状と課題

1 全国的な在留外国人数の推移	3
2 国の外国人受入れ施策の拡大	3
3 本市における外国人人口の推移	4
4 本市の現状	6
5 本市のこれまでの取組み成果	6
6 今後取り組むべき課題	7

第3章 基本方針

1 基本理念	9
2 施策の方針	9
3 計画の体系	10

第4章 施策の方針と施策

1 多文化共生理解の促進	
1-1 人権尊重の意識づくり	12
1-2 相互理解の促進	14
1-3 協働の仕組みづくり	16
2 生活環境整備の推進	
2-1 安心して暮らせる環境づくり	18
2-2 情報提供の充実	21
2-3 子どもの学習環境の充実	24
3 活力ある社会づくりの推進	
3-1 地域を担う人材の育成	29
3-2 自立につながる支援の充実	31
3-3 個性を發揮できる環境づくり	34
4 多文化共生推進計画 目標指標一覧	36

第5章 計画の推進に向けて

- 1 役割分担 …………… 37
- 2 計画の推進について …………… 40

(参考資料)

- 1 アンケート調査の概要（抜粋） …………… 42
- 2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議 …………… 62
- 3 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議 …………… 64

■外国人市民■

豊橋市に在住する外国人市民は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化を背景に持つ人も増えています。このような外国にルーツをもつ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。

そこで、本計画ではこれらの人々も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることとします。

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨



外国人の急激な増加への対応のため、国は2006年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生推進に関する指針を示しました。これを受けて、愛知県でも2008年に「あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市においても、2006年に「平和・交流・共生の都市宣言」を行い、2009年には豊橋市多文化共生推進計画（計画期間2009－2013）を策定しました。2014年には、時勢の変化も踏まえた改定を行い、その基本理念や基本目標のもと、これまで様々な分野で多文化共生に資する施策に取り組んできました。

しかし、本市の状況を見ると、2008年のリーマンショック以降減少を続けていた外国人人口、とりわけブラジル人の人口減少が2015年に下げ止まり、再び増加に転じています。また、フィリピン人をはじめとした東南アジア諸国出身者の増加など、外国人市民の多国籍化、在留資格の構成の変化、国の外国人受入れ施策の拡大など、本市の多文化共生を取り巻く環境は大きく変わってきています。

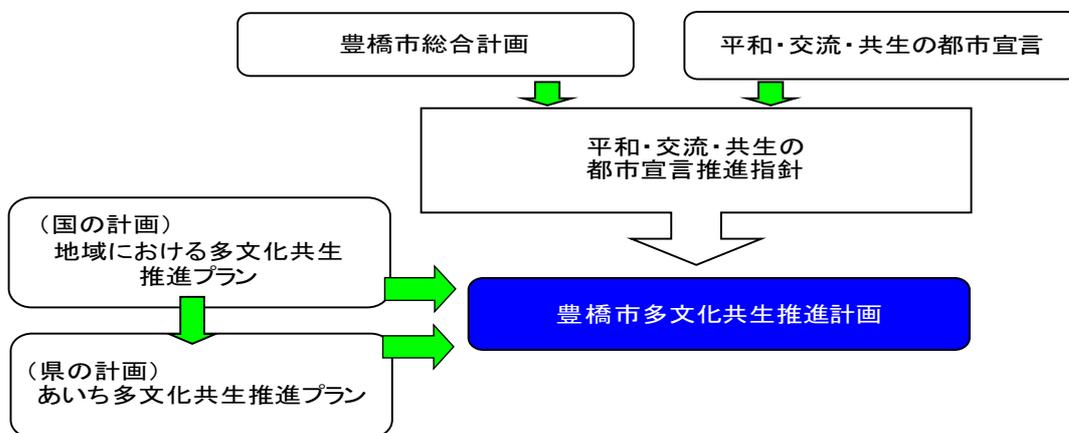
そこで、前計画の期間の終了を機に、今日の状況に即した、より実効性の高い多文化共生施策を総合的に進めていくため、「豊橋市多文化共生推進計画2019－2023」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



2 計画の位置づけ



この計画は、「豊橋市総合計画」を上位計画として、多文化共生に係る本市の特性やこれまでの課題、国や県、本市の有識者会議など、様々な提言・意見等を踏まえて体系的にまとめたものです。また、「平和・交流・共生の都市宣言推進指針」の共生分野における具体的な行動計画として位置づけており、「平和・交流・共生の都市宣言」の共生分野の本旨の実現に向けて策定されたものです。





3 計画期間



2019年度から2023年度までの5年間とします。

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
豊橋市			(前計画)					多文化共生推進計画					
			平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画					平和・交流・共生の都市宣言推進指針					
	第5次豊橋市総合計画(2011-2020)						第6次豊橋市総合計画(2021-2030)						
愛知県		(前計画)					あいち多文化共生推進プラン:5年						
国	地域における多文化共生推進プラン												



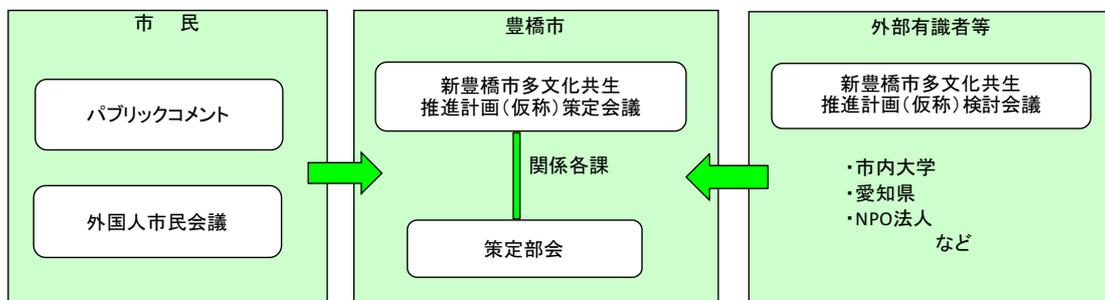
4 計画の策定体制



本計画を策定するため、庁内に新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議と、その下部組織として策定部会を設置しました。

また、外部有識者から意見を聴取するため、市内大学教授を会長として、県、NPO、自治会、関係機関・団体などで構成される、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議を設置しました。

なお、パブリックコメント等により広く市民意見の反映にも努めています。

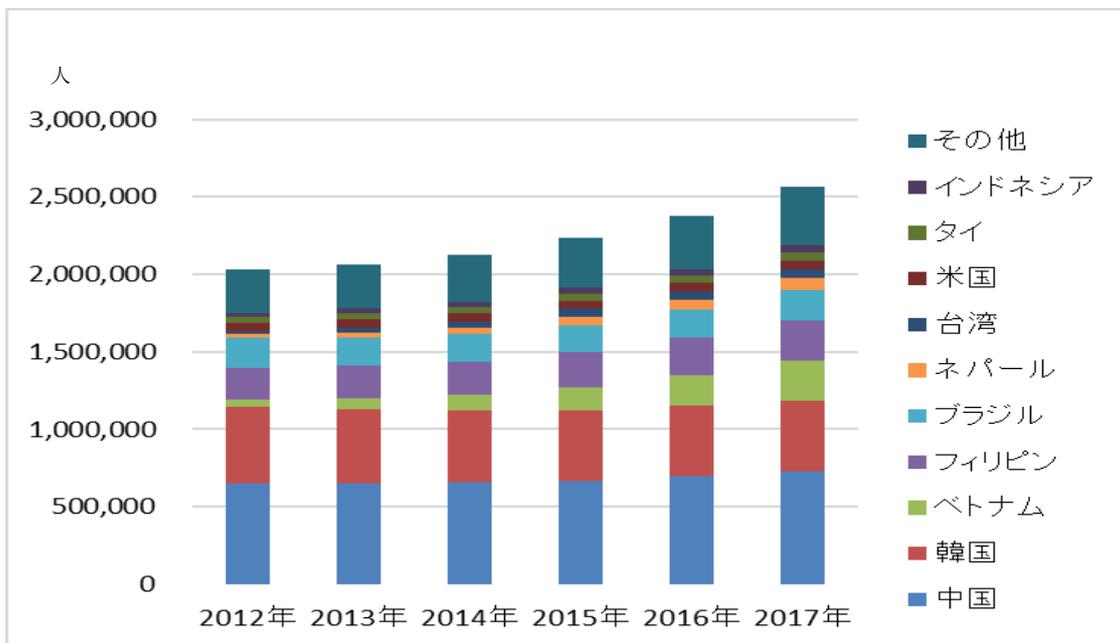


第2章 多文化共生の現状と課題

1 全国的な在留外国人数の推移

日本に在留する外国人の数は、全国統計によると、2017年末で256万人と過去最多を記録し、最も多い国籍が中国であり、順に韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルと続いています。ここ数年では、ベトナム、フィリピンの増加やその他国籍の外国人が増加するなど、外国人の増加と多国籍化が全国的な傾向となっています。

<全国の国籍・地域別在留外国人人数>



(2017年末法務省統計より)

2 国の外国人受入れ施策の拡大

日本国内では少子化の進行による労働力不足やグローバル化の進展により、優秀な外国人材の確保が急務となっています。そのような状況において、国は、技能実習制度の見直しによる実習期間の延長や対象職種の拡大、日系4世の受入れの開始、「高度専門職」の創設など、主に既存の在留資格の要件緩和により、外国人受け入れへの門戸を拡大してきました。更には産業分野だけでなく、国際競争力の向上やグローバル人材の育成のためのスーパーグローバル大学創生支援事業の開始などによる外国人の受け入れも目指しています。

2018年6月15日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、

更に踏み込んで、「新たな外国人材の受入れ」が明記され、同年7月24日に閣議決定された「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」では、各省庁が外国人の受入れ環境整備にあたって果たすべき役割が示され、法務省がその総合調整を担うことが決定されました。

2019年4月1日施行予定の改正出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下、入管法という）では、人材不足が深刻な業種で活躍できる一定の技能と日本語能力を有する外国人に付与する在留資格として、「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設されます。このうち、国が定める試験等で高い専門性と日本語能力を有すると認められる「特定技能2号」の外国人は、在留期間の更新に上限がつくことなく居住することができ、また家族帯同も認めるなど、一時的な労働力の受入れにとどまらず、長期居住を念頭に置いた外国人受入れ政策にも踏み込んでいると言えます。



3 本市における外国人人口の推移



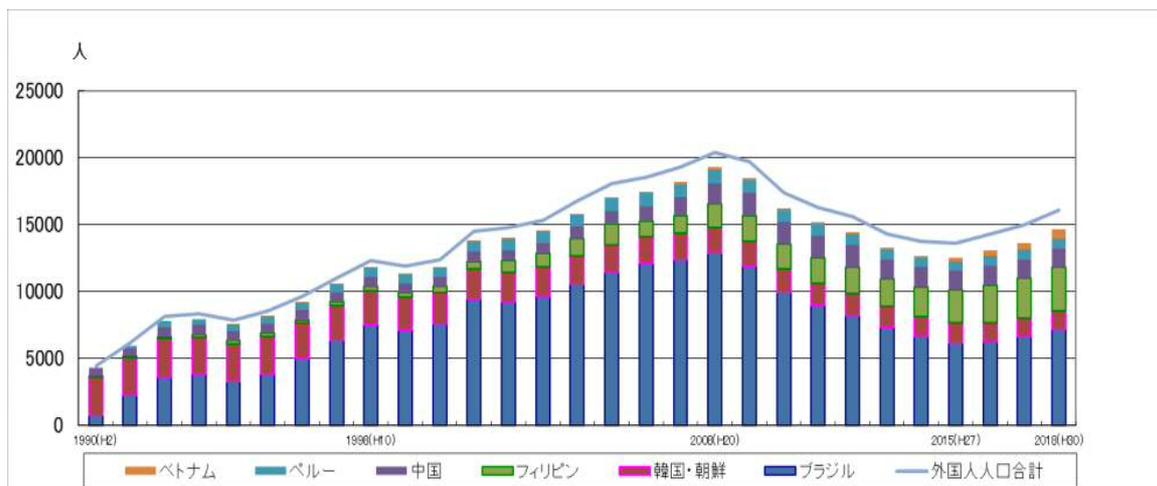
本市では、2008年のリーマンショック以降、景気後退の影響を受けた多くのブラジル人市民が日系人帰国支援事業^{※1}等により帰国したことにより、ブラジル人人口は2008年の約13,000人をピークに減少に転じました。ブラジル人人口は、2015年にはピーク時の半数を下回る人数にまで減少しましたが、2015年で下げ止まり、この年を境に現在は微増の状態にあります。

また、ブラジル人がピーク時の半数以下に減少する一方で、フィリピン人の人口増加が顕著です。20年前の1998年と比較すると、フィリピン人人口は約10倍の3,323人（2018年現在）に増え、現在はブラジル人に続き市内で2番目に多い外国人市民となっています。国籍別の人口構成でみると、ブラジルとフィリピンの2か国で外国人人口の約65%を占める状況にあります。

※1 日系人帰国支援事業・・・厚生労働省が失業した日系外国人に帰国費用を支援した事業。2009年度に実施。

（次ページ 表1「豊橋市外国人人口推移」、表2「日系人帰国支援事業 都道府県別出国者数」）

(表1) 豊橋市外国人人口推移



市民課「外国人住民国籍別人員調査票」より (各年4月1日現在)

(表2) 日系人帰国支援事業 都道府県別出国者数(上位5県)

都道府県	県別総数	国 籍		
		ブラジル	ペルー	その他
1 愛知県	5,805	5,547	150	108
2 静岡県	4,641	4,387	158	96
3 三重県	1,681	1,487	83	111
4 群馬県	1,458	1,298	94	66
5 滋賀県	1,449	1,321	55	73
その他	6,641	6,013	363	265
計	21,675	20,053	903	719



4 本市の現状



外国人人口は、リーマンショック以降、減少傾向が続いてきましたが、2015年以降、再び増加に転じ、国の外国人受入れ施策の拡大により、今後も増加が見込まれます。

さらに、2018年4月1日現在、本市の外国人市民の国籍は72か国に達するなど、外国人市民の多国籍化も進んでいます。これまでの日系人を中心とした外国人市民のみでなく、技能実習生の増加も顕著です。市内では介護分野での外国人材の受入れも始まっています。また、市の南部に位置する豊橋技術科学大学は「スーパーグローバル大学」に選定されており、留学生の受入れ拡大を国際戦略として進めていることや、2019年には市内に日本語学校の開校も予定されており、今後も外国人市民の多国籍化、留学生の増加が進展すると推測されます。

また、愛知県が実施した「外国人県民アンケート調査報告書（豊橋市）」によると、在留資格の回答は「永住者」が48.4%と約半数を占めています。滞日年数では10年以上が70.5%に達しており、今後の滞日予定は「ずっと日本に住み続ける」が50.0%と最も多い結果となっています。これらの結果から、外国人市民の多くが既に日本に長く在住し、日本での永住を予定していることがわかります。外国人市民の長期定住化、永住化傾向が高まりつつある現在、外国人市民を日本人市民と同じ生活者・地域住民としてとらえる視点がより一層求められています。

外国人市民の急増の要因となった1990年の入管法の改正から、間もなく30年を迎えようとしています。これまでの間、豊橋市では外国人市民、日本人市民がともに暮らしやすいまちになるよう、市民や地域社会へ様々な支援を実施してきました。

それらの結果、来日直後の外国人市民に向けた支援だけでなく、地域の中で生活者の一員として在住している外国人市民に向けた支援が加わり、また次のステージとして、多文化共生の担い手となる、地域で活躍する外国人市民への後押しも必要となってきています。



5 本市のこれまでの取組み成果



外国人情報窓口の設置や、外国人相談業務の充実、様々な行政情報の多言語化、各課への通訳の配置、各種説明会の実施、定住外国人等就労支援事業など多文化共生社会の実現に向けて多くの取組みが行われてきました。

外国人情報窓口では外国人市民にその重要性が認知され、年々その取扱件数が増加しており、多くの外国人市民が利用しています。外国人相談業務については、バイリンガル相談員によるポルトガル語での対応を行い、また、広報紙や防災マップ、ごみの分別の仕方など多くの行政情報を多言語に翻訳し、インターネットやSNSも活用しながらその周知を図っています。市役所窓口においては、通訳の配置により外国人市民が気軽に来庁することができる環境を整えています。地域においては、外国人集住地区をモデル地区として日本人市民と外国人市民が安心して暮らしていくための地域懇談会の実施や多文化共生

推進員による翻訳・通訳支援を行っています。このように外国人市民も日本人市民もともに暮らしやすくなる取組みを進めています。

また、定住外国人等就労支援事業では、定住外国人に日本語やビジネスマナーの研修を施し、市内事業者とのマッチングを図ることで、定住外国人が地元企業で働き、活躍するきっかけを作ってきました。

その他、子どもの学習環境について、学齢期の子どもの就学状況を調査し、不就学の子どもがいる家庭に対して訪問等により、就学を働きかける取組みをいち早く実施しています。また、日本語を集中的に学習するため、就学前の幼児向けに「プレスクール」や小学生に対する日本語初期支援として「プレクラス」の設置、中学生に対する日本語初期支援校「みらい」を開校しています。さらに児童生徒や保護者に対する相談体制として、外国人児童生徒相談コーナーの設置など、市や国際交流協会、教育委員会、NPO等民間団体の取組みにより、不就学、不登校児童対策や高校進学率の上昇などにおいて着実に改善が図られ、外国人児童生徒に対する支援のノウハウも蓄積されてきました。

これらの取組みなどにより、多文化共生に関する市民意識は少しずつ向上してきています。現在では、外国人市民が自治会役員となり、地域の翻訳や通訳の支援を行ったり、日本人市民とともに住民向けの啓発活動に取り組んでいることが多文化共生のモデル事例として紹介され全国的な注目を集めています。また、日本赤十字社の救急法外国人指導員が日本で初めて誕生するなど、外国人市民自らが外国人市民のために活躍できる土壌が育ってきています。一方、産業界においても、企業活動のグローバル化により、外国人従業員の子どもをはじめ、日本の教育を外国語で学べる環境を求められるなど新たな段階での共生意識が生まれてきています。



6 今後取り組むべき課題



外国人市民の状況の多様化や、前計画に基づく取組みの成果を踏まえ、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくために、今後取り組むべき課題を次のように整理します。

・多文化共生理解の促進

地域の日本人市民と外国人市民が相互理解を図るイベントの開催や学校教育を通じた人権教育の実施などにより、日本人市民と外国人市民の距離感は、特に若い世代を中心として徐々に近くなってきています。

一方で、同じ地域でともに暮らしながらも、未だ距離を感じ、お互いにコミュニケーションが取られていないという現状があることから、よりコミュニケーションが図れるよう、「やさしい日本語」の普及・啓発や日本語学習環境の充実が求められます。また、地域の母体である自治会の存在や意義を未だ知らない外国人市民が多く存在し、受け入れる側の日本人も、どのように受け入れていくかについての戸惑いも感じられます。外国人市民に対する自治会の周知と、日本人市民に対する受入れ理解の促進が求められます。

・生活環境整備の推進

これまでの多言語による情報提供や外国人相談業務、通訳・翻訳の取組みなどにより、情報提供の質や量は充実してきています。今後も地域の生活者として必要な各種支援を、日本人同様に進めていく必要があります。特に、子育てや医療情報など、地域で生活していく上で必要な情報提供や支援を充実させていく必要があります。

また、子どもの教育については、「プレスクール」や小学生に対する日本語初期支援として「プレクラス」の設置、中学生に対する日本語初期支援校「みらい」の開校、外国人児童生徒相談コーナーの設置など、市や教育委員会、豊橋市国際交流協会、NPO等民間団体との連携した取組みにより、不登校児童対策や高校進学率の上昇など着実に改善しており、外国人児童生徒に対する支援のノウハウも蓄積されています。しかし、中学生年齢で日本にやってくる生徒や、高校進学後の学習支援などはまだ充分とは言えず、その支援に取り組む必要があります。

・活力ある社会づくりの推進

これまで、多文化共生に携わる人材育成を行ってきた成果もあり、日本語能力が十分でない外国人市民のために、日本語を話すことができる身近な外国人市民が通訳として活躍するなど、外国人市民自身による共助の関係が進んでいます。また、日本赤十字社の救急法外国人指導員が誕生するなど、外国人市民が支援される側から支援する側となりつつある現在、そうした人材の育成により一層力を入れていく必要があります。

今後、本市の総人口はますます減少していくことが予想され、すでに超高齢社会を迎えています。外国人市民を含めた全ての人々が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠であり、こうした外国人市民の活躍を前提として、生活基盤の確保を図り、外国人市民の自立につながる支援を充実させる必要があります。

・ライフステージにおける切れ目のない施策の実施

外国人市民の永住化の進展により、外国人市民の支援ニーズもより多様化しています。外国人市民への支援をこれまで通り総合的に行うと同時に、対等な地域社会の構成員として活躍できるよう、日本人・外国人両市民へのサポートが重要となっています。これは、これまでの長期定住者のみならず、フィリピン人をはじめ、全国的にも増加傾向にあるアジア系諸国など多国籍化する外国人市民についても同様です。

地域の一員として、日本人市民とともに外国人市民が地域を創り上げていける環境を整えるには、乳幼児期から老年期までのライフステージに応じてきめ細かな支援施策を実施することが必要です。

第3章 基本方針



1 基本理念



多文化共生社会の形成のため、目指し続けるべき目標として、前計画に引き続き、本計画においても次の基本理念を定めます。

互いの国籍や文化を認め合い、誰もが安心して元気に暮らせるまちづくり

国籍や民族・文化の違いを多様性に満ちた地域特性として活用し、異なる価値観や異文化を全ての市民が理解し、尊重し合いながらその豊かさを共有し、日本人市民も外国人市民も隔てなく地域とともに暮らす「豊橋市民」としてとらえる「多文化共生社会」の実現を目指します。



2 施策の方針



基本理念を実現するために、次の3つの施策の方針を定めます。

施策の方針 I 「多文化共理解の促進」

国籍や民族の違いによらず、全ての市民の人権が尊重されることにより、暮らしやすい平和で明るい社会が実現されます。

また、地域の日本人市民と外国人市民が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、ともに協働することにより、外国人市民が日本人市民と同様に地域社会を支える担い手となり、地域の一層の活性化や発展につながります。

施策の方針 II 「生活環境整備の推進」

外国人の日本の法令や生活習慣などに対する理解と遵守を促進し、外国人市民を地域の生活者、地域住民として受け入れることが一層求められています。

生活環境や教育環境の整備により、日本人市民と外国人市民が共生する地域づくりを進めることで、外国人市民のみならず、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりにつながっていきます。

施策の方針 III 「活力ある社会づくりの推進」

日本人市民と外国人市民が、ともに地域を支えていくためには、地域の生活者として必要な各種支援を、日本人市民同様に進めていく必要があります。

自立化に向けた支援がなされることで、生活基盤の安定化が図られます。また、外国人市民が持つ日本人市民とは異なる価値観、文化、個性が発揮される環境を整備することで、既存の日本人市民の価値観と融合し、新たな価値観の創造や地域の創生につながっていきます。



3 計画の体系

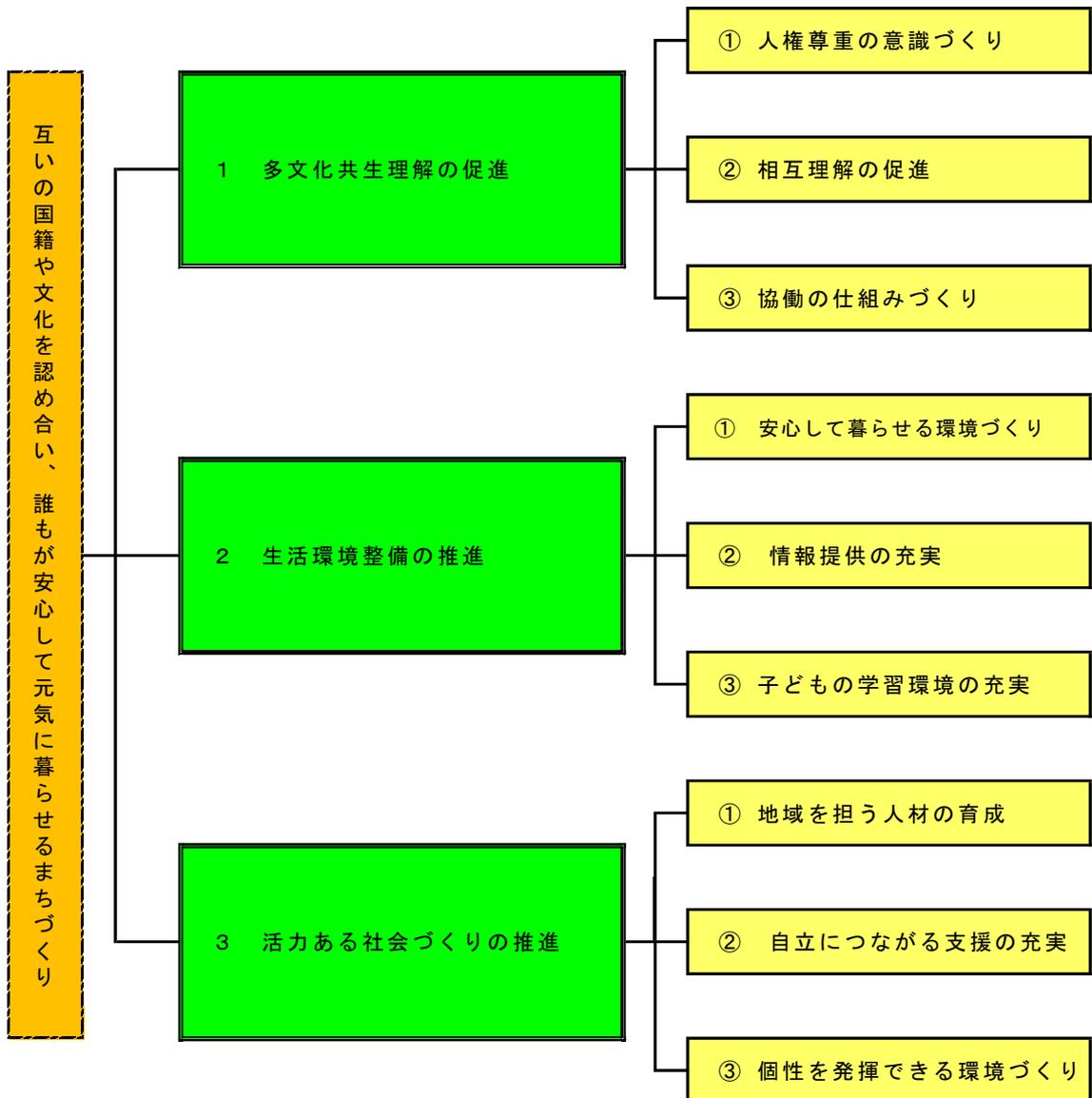


基本理念を実現するため、3つの施策の方針ごとに現状と課題を整理し、今後取り組むべき施策を次のとおり設定します。

【基本理念】

【施策の方針】

【施策】



ライフステージにおける切れ目のない施策の実施

外国人市民の自立と活躍をより一層促進するよう、多様な在留資格や国籍に配慮しつつ、乳幼児期から老年期までのライフステージごとのターゲットを見据えた支援を実施します。これにより、多文化共生推進計画の【施策】全体でライフステージにおける切れ目のない施策を実行し、多文化共生社会の実現を目指すこととします。

ライフステージにおける切れ目のない施策

【主要ターゲット世代】

【想定される主な施策】

<p>乳幼児期～子ども期 (概ね14歳まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談の充実 ・保護者向け子育て教育の検討 ・日本の学習環境の啓発 ・外国人児童生徒に対する教育相談の充実 ・中学生への日本語学習強化 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>青年期 (概ね15歳から20代前半まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアプランセミナーやインターンシップ体験実施の検討 ・留学生の活躍支援の実施 ・高校生年齢に対する学習支援の検討 ・奨学金制度の周知 ・就職につながる支援の検討 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>成人期 (概ね20代後半から64歳まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会や日本赤十字社、自治会など関係団体と連携した、外国人市民の活躍の場所づくりの検討 ・多文化共生の人材育成につながる機会の創出 ・就労につながる日本語学習支援の充実や啓発 ・外国人市民に対する自治会の周知 ・集住都市会議や愛知県と連携した外国人の雇用環境・条件の適正化を図る企業向け啓発の実施 ・日本の企業の慣習やマナーなどに関する講座の実施 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>老年期 (概ね65歳以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・永住化を踏まえた社会保障制度の周知 ・ライフプランセミナーの実施 ・介護人材の育成支援 ・介護への向き合い方についての啓発 ・高齢者福祉サービスの周知 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>全世代</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習機会の充実 ・国際理解事業の充実 ・医療通訳システムの利用啓発 ・ITなどを活用した情報提供の充実 ・防災意識の啓発 <p style="text-align: right;">など</p>

第4章 施策の方針と施策



1 多文化共生理解の促進



【目指すべき姿】同じまちに暮らす隣人として、尊重し合い生活できる社会

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、互いをよく理解し合って、同じまちに暮らす豊橋市民として尊重し助け合って生活していくことが大切です。

職場・地域・学校、また豊橋市国際交流協会やNPOの活動など、様々な機会、活動を通して、ともに協働し、お互いをもっと身近に感じあえる多文化共生意識の啓発、交流や学習の場づくりを推進していきます。

1-1 人権尊重の意識づくり

目標値

指 標 名	現行値(2018)	目標値(2023)
外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	44.6%	55.0%

※市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・市民向けにはインターナショナルフェスティバルのスピーチコンテストや国際交流サロンなどを通じて、外国人の文化・習慣を知ることにより、相互理解や人権尊重意識の高揚を図ってきました。
- ・職員向けには研修会などを通じて、外国人の慣習や価値観を尊重する意識の高揚を図ってきました。
- ・学校における人権教育については、道徳・特別活動の時間などを通じて幅広く実施してきました。

2) 現状

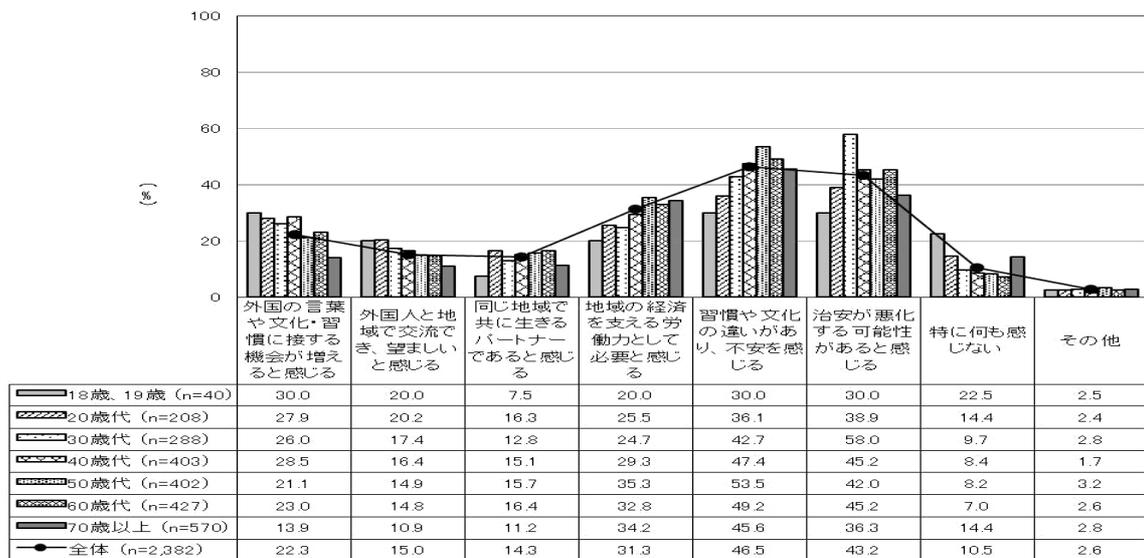
- ・外国人市民が増加することを好意的に感じる日本人市民の割合は、概ね増加しており、人権尊重の意識は少しずつですが上がってきています。
- ・平成30年度市民意識調査では、「外国人市民が増加することをどう感じますか。」という問いに対して否定的意見が多数意見となっており、人権尊重の意識が市民全体に十分に浸透しているとは言えません。
- ・年代別に見ると、10代、20代については、他の年代に比べて外国人市民が増加することに否定的な意見を持つ割合が低い傾向にあります。
- ・一方で、30代以上は若い世代に比べて否定的な意見を持つ割合が高くなる傾向が

見られます。

3) 課題

- ・外国人受入れ施策の拡大により、言語、宗教、慣習等の相違から様々な人権問題の発生・増加が懸念されることから、日本人市民が外国人市民と意見を交わす機会を増やして共生に対する意識啓発を行い、人権尊重の意識づくりを市民に広めていく必要があります。

<平成30年度市民意識調査「地域に外国人市民が増加することをどう感じるか」についての回答>



4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
1	【全世代】 人権尊重意識高揚の講演会・啓発	<市> 人権尊重意識の高揚のため、国際協力活動に関する取組みについての研修会や、海外に派遣された職員の報告会、その他人権啓発活動を実施する。
● 2	【全世代】 多文化共生推進主任者の配置	<市> 市役所各課に「多文化共生推進主任者」を任命し、全庁的な多文化共生への取組みを促す。
3	【子ども期】 学校教育を通じた人権教育	<市> 日常の社会科・道徳・特別活動の授業や行事及び時に応じた生活指導、人権週間における講話や講演会などを通して、継続的に児童生徒の人権意識を高める取組みを進める。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)

1-2 相互理解の促進

目標値

指 標 名	現行値	目標値
多文化共生にかかる出前講座の実施回数	—	5回/年

1) これまでの主な取組み

- ・豊橋市国際交流協会がボランティアと協力して実施する「にほんごきょうしつ」などの講座を開催するほか、市民やNPOなどが主体となって日本語学習や生活指導などを行ってきました。2018年度第1期の「にほんごきょうしつ」では、ブラジル国籍をはじめ、ベトナム、フィリピン、中国など、30カ国近い外国人市民が日本語を学んでいます。
- ・毎年、3,000人近くの日本人・外国人市民が参加するインターナショナルフェスティバルでの異文化紹介や日本語スピーチコンテスト、国際交流サロンなどを通じて、相互理解の促進を図ってきました。
- ・普段使われている日本語よりも簡単で、外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語」マニュアルを作成し、市職員や市民向けに活用啓発を行うことで、「やさしい日本語」の活用促進を図ってきました。

2) 現状

- ・若い世代の多文化共生への理解は、他の世代より高い傾向が見られ、そうした意識を他世代にも広げ、より高めていくことが必要と言えます。
- ・2017年度に多文化共生・国際課が実施した外国人市民意識調査では、ブラジル人、フィリピン人を合わせて8割以上が、多少は日本語が話せると回答しており、簡単な日本語を使うことで、多くの外国人市民とのコミュニケーションがとれると考えられます。

3) 課題

- ・相互理解を推進するために「やさしい日本語」の啓発を一層すすめる必要があります。
- ・日本人市民・外国人市民との交流が一層進むよう、外国語の学習機会を増やすなど、コミュニケーションの機会をより多面的に増やしていく必要があります。

4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
4	【成人期】 地元懇談会等の開催	〈市〉 住みよい地域にするために意見交換などを行う懇談会等を開催する。
5	【全世代】 相互理解を図るイベントの開催	〈市・協会〉 豊橋市国際交流協会やボランティア団体などとの連携・協力により、インターナショナルフェスティバルの実施や、東三河日本語スピーチコンテストなど、広域的な事業も含めて日本人市民と外国人市民との相互理解の拡大を図る。
6	【成人期】 社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり	〈市〉 PTA活動など、子どもを通じた社会教育活動をきっかけに、日本人市民の異文化に対する理解を深め、多文化共生の意識づくりを推進する。
●7	【全世代】 「やさしい日本語」の活用啓発	〈市・協会〉 普段の業務や生活、地域において「やさしい日本語」の実践的な活用を促すため、市職員や市民に対して研修・啓発を実施し、その習得を図る。
8	【全世代】 ポルトガル語ラジオ講座アーカイブ版の提供	〈協会〉 日本人市民が初歩のポルトガル語会話を楽しく学べる番組として、エフエム豊橋を通じて放送していた「はなそうポルトゲス」全66回分のアーカイブ版を豊橋市国際交流協会ホームページで提供する。
9	【全世代】 「とよはし・ザ・ワールド」の実施	〈協会〉 エフエム豊橋を通じて、1か月1ヶ国の言語や文化を紹介するラジオ放送を提供する。 17,000人を超える在住外国人の母国紹介をすることで異文化理解を図る。
●10	【全世代】 多文化共生出前講座の実施	〈市〉 市職員が、地域に出向き、人権や相互理解、多文化共生の重要性を広く市民に啓発する講座を開催する。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 〈〉は実施主体)

(注) No. 7「やさしい日本語」とは、普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことを言います。

1-3 協働の仕組みづくり

目標値

指 標 名	現行値(2018)	目標値(2023)
外国人市民の審議会等への登用人数	10人	15人

1) これまでの主な取組み

- ・外国人市民会議では、現在、市内在住8カ国の外国人市民委員10名により、外国人市民が抱える課題や問題点などを話し合い、市への提案などを通じて、その解消に向けて取り組んでいます。
- ・自治会加入促進の取組みとして、市営住宅新規入居者への入居説明会において、ポルトガル語により自治会の説明を行い、加入を促しています。
- ・豊橋市へ転入する外国人市民が必ず訪れる市役所市民課隣にフロアアシスタントによる外国人情報窓口を設置し、外国人市民に対して、行政情報の提供・説明を行っています。また、窓口での対応件数は年々増加する中、自治会加入の説明も併せて行うなど、加入の促進が図られています。

2) 現状

- ・自治会に加入している外国人市民は、2017年度に多文化共生・国際課が実施した外国人市民意識調査によると、ブラジル人で17%、フィリピン人で22%となっており、前計画策定時(16.7%)よりも若干ながら上昇しています。
- ・自治会に加入していない理由として、「自治会を知らない」という理由が、ブラジル人、フィリピン人を合わせて、53.5%を占めています。
- ・地域のイベントに参加したことがない理由として、「イベントの情報も入らないし、参加したこともない」という理由がブラジル人、フィリピン人を合わせて、45%を占めています。
- ・一部の地域では外国人市民が自治会役員を務めたり、消防団に加入するなどの協働も進んでいます。
- ・愛知県が2016年度に実施した「外国人県民アンケート調査報告書(豊橋市)」によると、行政の取組みで充実して欲しいこととして、21.1%の外国人市民が、「外国人の意見表明の場や、県政への参加の機会を増やす」と回答しています。

3) 課題

- ・自治会の存在を知らない外国人市民に対して、自治会の周知と加入促進を一層進めるとともに、自治会に対しても外国人市民を受け入れやすいよう、受入マニュアルの整備などを検討する必要があります。
- ・外国人市民へ情報が十分に届いているとは言えないことから、地域の外国人市民向けに地域の情報がしっかりと届くよう、自治会への翻訳支援の継続と地域の通訳・

翻訳者の発掘をしていく必要があります。

- ・外国人市民が社会参画に興味を持ち、またその意見が行政の参考となるような施策を進める必要があります。

4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
● 1 1	【成人期】 自治会加入促進のための啓発活動の実施	〈市〉 外国人市民に対して、地域社会のルール紹介や自治会への加入を促進するため、制度や活動などを紹介する機会を設けるとともに、日本人市民に対しても外国人市民受入マニュアルの整備などを通じて受入理解の促進を図る。
1 2	【成人期】 市営住宅新規外国人入居者向け自治会説明の実施	〈市〉 市営住宅新規入居者への指定管理者による入居説明会において、ポルトガル語により自治会の説明を行い、加入を促す。
● 1 3	【成人期】 外国人情報窓口の設置	〈市〉 初めて来日した外国人、他市から転入した外国人に対して、ポルトガル語や「やさしい日本語」により、日本での生活上のルールや豊橋市のごみ分別などのルールを紹介する窓口を設置し、地域生活にスムーズに溶け込めるよう支援する。
1 4	【成人期】 実態調査・アンケート調査の実施	〈市〉 外国人市民の現状や実態を把握するため、実態調査やアンケート調査を実施し、市政の参考とする。
● 1 5	【成人期】 外国人市民の審議会等への登用	〈市〉 外国人市民が豊橋市のまちづくりなどに対する考えや意見が述べられるよう審議会等への登用を積極的に進める。
1 6	【成人期】 外国人市民会議の開催	〈市〉 外国人市民の抱える課題や問題点、その解決策など外国人市民の視点での意見・情報交換を行い、市政の参考とする。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)



2 生活環境整備の推進



【目指すべき姿】誰もが地域の生活者として、安心して暮らせる環境

日本人市民、外国人市民が、ともに安心して生活するためには、外国人市民が日本で暮らす上で必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や果たすべき責任を理解する必要があります。また、日本人市民も、外国人市民の暮らしや文化・習慣等を理解するよう努める必要があります。

外国人市民が地域社会で安心して生活していくためには、母語で相談や医療を受けられる環境整備が求められます。

また、市が外国人市民の居住実態を正確に把握し、生活に必要な情報や災害情報、住民としての義務などを、すべての外国人市民に伝わるようにしていくことが必要です。

そのために、広報アプリやSNSなど様々な情報媒体を活用して、「やさしい日本語」や多言語による情報提供の一層の充実を図るとともに、大人も子どもも、日本語能力向上のための学習機会を充実していきます。

安心して暮らしていくためには、子どもの学習環境が整備され、将来に夢と希望を持つことも必要です。必要な教育を受けることができる環境整備とともに親にも子どもの将来をどのようにすべきか、という明確な教育観を持てるような取組みが必要です。

外国人市民も日本人市民も同じ地域に生きる生活者として、安心して暮らせる環境づくりを国や県、民間団体との役割分担のもと、協働して進めていきます。

2-1 安心して暮らせる環境づくり

目標値

指 標 名	現行値(2017)	目標値(2023)
豊橋が住みやすいと答えた外国人市民の割合	82.5%	90.0%

※外国人市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・外国人集住地区を多文化共生モデル地区とし、多文化共生推進員の配置とともに、地域共生支援事業などを実施することにより、多文化共生についての知見の蓄積を図ってきました。
- ・ポルトガル語、英語、タガログ語での外国人相談業務による生活相談や、外国人児童生徒相談コーナーにおける教育相談を通じて、外国人市民が安心して暮らすことのできる環境整備に努めてきました。
- ・外国人市民が参加する防災訓練などを豊橋市国際交流協会、豊橋技術科学大学、豊橋市で連携して取り組むことで、外国人市民の防災対策を強化してきました。

2) 現状

- ・多文化共生モデル地区での取組みにより、地域における多文化共生の知見が蓄積され、他の地域にも共有できる段階になっています。
- ・市役所内において、外国人市民が多く訪れる部署には通訳が配属されており、また、通訳が配属されていない場合でも、外国人相談員が同行するなど、安心して市役所を訪れることのできる環境が整備されています。
- ・災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの共同訓練を定期的に開催し、災害時の外国人支援に備えています。

3) 課題

- ・これまでの多文化共生モデル地区での取組みを、他の地域での展開につなげていく必要があります。
- ・地域の生活者として必要な各種支援が日本人同様に受けられるよう、外国人相談業務などを進めていく必要があります。
- ・外国人市民の子育てに関する相談などの充実を図る必要があります。
- ・災害に備えて、より多くの外国人市民が主体的に防災訓練に参加するなどして、防災意識を高めていく必要があります。

4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
● 17	【成人期】 多文化共生モデルの展開	〈市〉 多文化共生モデル地区での取組みをもとに多文化共生マニュアルなどを作成し、各地域への展開を図る。
● 18	【全世代】 外国人相談業務の充実	〈市・協会〉 複雑、多様化する外国人相談に応えるため、外国人相談員の資質向上を図るとともに、気軽に訪れることができる相談体制を整備する。
19	【成人期】 企業内研修の啓発	〈市〉 労働関連の規則を遵守する中で、企業における日本語の習得や生活マナーの研修実施などの協力を呼びかける。
20	【子ども期】 外国人児童を対象とした放課後子ども教室の実施	〈市〉 地域の方々や市民のボランティアの参加を得て、外国人児童に対して、安全、安心な居場所を確保し、日本語学習支援を行う。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)

No.	事業名	事業概要
● 2 1	【子ども期】 外国人母子保健相談	<市> ポルトガル語又は英語を話す外国人の保護者に、妊娠・出産・育児・子どもの発達に関する相談とともに、乳幼児の身体測定を行う。
● 2 2	【子ども期】 切れ目のない子育て支援事業	<市> こども若者総合相談支援センター“ココエール”において、困難を抱える子ども・若者への寄り添った支援に取り組むとともに、センター活用の周知啓発を図る。
● 2 3	【全世代】 防災講習会・訓練などの実施	<市> 外国人集住地区などで行われる校区の防災講習会や訓練等で、生命・財産を守るための必要な防災情報を提供する。また、防災に関する通訳・翻訳支援を行う。
● 2 4	【全世代】 災害時通訳ボランティア事業の実施	<協会> 災害時、日本語に不慣れなことで情報弱者となる外国人被災者の支援を行う災害時通訳ボランティアを養成する。また、防災訓練の実施などを通じて、関係機関との連携関係構築やスキル向上を図る。
● 2 5	【全世代】 防犯・交通安全などの講習会の開催	<市> 交通安全教室や防犯教育講座を地域で実施する。
2 6	【全世代】 あいち医療通訳システムの活用	<市> 愛知県の医療通訳システムを活用し外国人市民が安心して医療を受けられる環境を整備する。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)

○ 2 0 1 8 年度通訳等配置一覧

納税課	1 人	豊橋市営住宅管理センター	1 人
多文化共生・国際課	5 人	市民病院	4 人
国保年金課	1 人	豊橋高等学校	1 人
こども家庭課	1 人	くすのき特別支援学校	1 人
こども保健課	2 人	公立小中学校	23 人
住宅課	1 人		
計 41 人			

2-2 情報提供の充実

目標値

指 標 名	現行値(2017)	目標値(2023)
外国語での情報提供件数	56,881 件	60,000 件

※外国語版ホームページアクセス数、多文化共生フェイスブックでの外国語による投稿のリーチ数、多文化共生・国際課による翻訳件数等。

1) これまでの主な取組み

- ・外国人に対する情報提供として、「広報とよはし」を9言語（英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、日本語）で電子配信しているほか、「ラジオニッケイ」によるポルトガル語、タガログ語での生活情報やイベント情報などの提供をしています。そのほか、ごみの分別、防災対策や各種行政情報についても多言語にて作成し、配布しています。
- ・自治会における各種案内文書の翻訳を実施し、情報提供の充実によるコミュニティの活性化を図っています。
- ・多文化共生・国際課でフェイスブックを運用し、行政情報等を発信することで、タイムリーかつ広範な情報提供を行っています。

2) 現状

- ・各課翻訳文書の充実、多文化共生・国際課におけるフェイスブックでの情報発信などにより、情報提供の充実については、前計画において目標としていた数値を達成しました。
- ・近年、増加傾向にあるフィリピン国籍の対応のため、地域のイベントやトピックなどのニュースレターを作成しホームページやフェイスブックで発信するとともに、フィリピンレストランなどに設置し、情報提供の充実を図っています。

3) 課題

- ・国籍の多様化と、外国人市民の散在化が進む中、市広報のみに頼らない多様な情報提供手段を検討し、周知に取り組む必要があります。
- ・永住化が進展している状況を踏まえ、母語による情報提供の充実のみでなく、日本語学習の啓発も併せて進め、外国人市民であっても理解が容易な「やさしい日本語」を活用した情報提供に努める必要があります。



4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
27	【成人期】 地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施	〈市〉 地域コミュニティを活性化するためには外国人市民の積極的な参加が重要となる。そのために必要な地域における通訳・翻訳を支援する。
28	【全世代】 「広報とよはし」のデジタルブック化	〈市〉 「広報とよはし」を9言語（英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、日本語）で電子配信する。
●29	【全世代】 外国語版ホームページの充実	〈市〉 市からのお知らせや生活情報を英語版・ポルトガル語版ホームページで提供する。また、公式ホームページを英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語に自動翻訳し情報提供する。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 〈〉は実施主体)

No.	事業名	事業概要
● 30	【全世代】 行政サービスの周知を多言語・「やさしい日本語」にて実施	〈市〉 安心して生活する上で欠かせない様々な行政サービスの周知を、多言語や「やさしい日本語」を用いて行う。
● 31	【全世代】 多文化共生情報のSNSによる提供	〈市〉 フェイスブックやその他SNSの活用により、多文化共生に関する情報等を英語・ポルトガル語・タガログ語、やさしい日本語などで発信し情報提供の充実を図る。
32	【全世代】 外国人市民が多数集まる施設・団体との連携	〈市〉 効率的な情報提供を行うため、外国人市民が多数集まる商業施設や教会などとの連携を図る。
33	【全世代】 外国人向け図書の収集・利便性向上	〈市〉 外国人市民が生活するために必要な知識・教養を豊かにする外国語資料を充実し、生活していく上での支援を行う。
34	【全世代】 外国人向け「豊橋ほっとメール」での緊急情報の提供	〈市〉 外国人市民に「豊橋ほっとメール（外国人向け）」に登録してもらい、地震や風水害等の緊急情報をメールでいち早く提供し、被害の軽減を図る。
35	【成人期】 アプリを活用した情報発信	〈市〉 事業者が運用するアプリケーションを活用し、外国人市民に必要な情報提供を行う。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 〈〉は実施主体)

外国人住民向けゴミ説明会



やさしい日本語マニュアル



税金のしおり



2-3 子どもの学習環境の充実

目標値

指 標 名	現行値	目標値(2023)
学校生活に満足している外国人児童生徒の割合	—	65.0%

※公立小中学校におけるハイパーQ U調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・外国人児童生徒の日本語教育は、愛知県からの加配教員84名と本市採用の日本語教育相談員19名、スクールアシスタント5名、登録バイリンガル35名にて対応しています。
- ・外国人児童集住校2校（岩田・多米）では、来日直後または外国人学校から転入するなど、日本の学校での就学経験がなく、日本語が理解できない外国人児童に、学校生活に徐々に慣れていくよう、基本的な生活習慣や必要最小限度の日本語を教えるプレクラスを実施しています。また、プレクラス終了後も引き続き日本語指導や教科補習を行い、学習支援を強化しています。
- ・中学生年齢における外国人転入生に対し、初期支援校「みらい」において、外国人児童生徒教育相談員と外国人児童生徒対応教員により、中学生のための初期支援プログラムを実施しています。
- ・公立小学校入学前の幼児が、スムーズに学校生活に馴染めるようにするため、小学校生活に必要な日本語や生活習慣などを教えるプレスクールを実施しています。
- ・不就学外国人児童生徒等に対し、円滑な学校生活への移行を目的として、日本語指導や教科指導を行う「虹の架け橋教室」を実施しています。
- ・ブラジル・パラナヴァイ市との教育提携により、現職教職員等の教育現場への相互派遣を実施し、日本とブラジルの両方で教育環境の充実に努めてきました。

2) 現状

- ・外国人生徒の高校進学率は、現行値では95.8%となっており、前計画において目標としていた数値を達成しました。
- ・外国人児童生徒相談コーナーを設置し、多言語での相談に応じることで、外国人児童生徒及びその保護者のための円滑な相談事業が図られています。
- ・就学前幼児支援であるプレスクールや「虹の架け橋教室」から就学後の学内での日本語教育や教科指導につなげることで、教育環境の改善・充実が図られています。

3) 課題

- ・就学支援に係る情報提供とともに、必要な人材の確保や団体との連携を進め、保護者の生活環境整備についての取組みも含めて、多様な方面から支援を継続していく必要があります。

- ・外国人児童生徒が日本において進学、就職を目指していくためには、日本語を基礎から学び、教科学習に取り組める日本語力を今後も培っていく必要があります。
- ・日本での進学を目指す場合、中学生年齢で日本にやってくる生徒への日本語教育や中学生年齢を超えた子どもに対する学習支援など全国的な課題として取り組む必要があります。
- ・外国人児童生徒の保護者についても、将来を担う子どもたちのために、明確な教育観を持つ必要があります。そのため、各国の学習環境の違いなどの周知や、進路・就学指導を充実していく必要があります。
- ・今後、国の外国人受入れ施策が拡大することで、国際的な教育環境の整備についても検討を進めていく必要があります。

○市立小中学校児童生徒数（2018年4月現在）

市立小中学校	児童生徒数A	外国人児童生徒数B（B/A）
小学校 52校	21,019人	1,264人（6.0%）
中学校 22校	10,473人	574人（5.5%）
計	31,492人	1,838人（5.8%）

○外国人児童の多い小学校（2018年4月現在）

小学校名	児童数A	外国人児童数B（B/A）
岩田小学校	824人	184人（22.3%）
多米小学校	747人	144人（19.3%）
汐田小学校	484人	99人（20.5%）
飯村小学校	731人	79人（10.8%）
岩西小学校	532人	69人（13.0%）
中野小学校	417人	58人（14.0%）

外国人児童生徒相談窓口



虹の架け橋教室



国際協力職員派遣事業



プレスクール



4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
36	【子ども期】 中学校、高等学校での進路指導の充実	<市> 外国人生徒が将来様々な進路選択が可能となるように、中学校、市立高校での指導体制や指導内容の充実を図る。
●37	【子ども期】 就学支援・教育相談窓口の充実	<市> 外国や他市から編入する外国人児童生徒や保護者に対する教育制度の周知や指導を行い、学校現場でのスムーズな外国人児童生徒の受け入れができる就学支援と外国人児童生徒の教育相談に対応する。
38	【子ども期】 外国の交流都市との教育交流の実施	<市> ブラジル・パラナヴァイ市との教員相互派遣をはじめ、海外交流都市との児童生徒交流をその都市の特色に応じて進めていく。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)

No.	事業名	事業概要
39	【子ども期】 海外協力交流研修員受入事業の実施	〈市〉 ブラジルの公立小中学校に勤務する教員を研修員として受入れ、ブラジル人児童生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知することを目的とする海外協力交流研修員受入事業を実施する。
40	【子ども期】 国際協力職員派遣事業の実施	〈市〉 本市とブラジル・パラナ州双方の教育環境向上を図るため、教員をパラナ州パラナヴァイ市へ派遣する。
●41	【子ども期】 外国人児童生徒相談コーナーの充実	〈市〉 外国人児童生徒相談コーナーに外国人児童生徒教育相談コーディネーターが常駐し、教職員や児童生徒、保護者に対する教育相談活動、学校における外国人児童生徒への指導を支援する。
●42	【子ども期】 外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実	〈市〉 拠点校式として相談員を配置し、外国人児童生徒への指導強化を図る。 また、中学校における初期支援校「みらい」において、外国人児童生徒教育相談員と外国人児童生徒対応教員により、中学生のための初期支援プログラムを充実させる。
43	【子ども期】 外国人児童生徒教育研究の実践と拡大	〈市〉 外国人児童生徒教育担当者及び初心者の研修会をもち、小中学校での効果的な外国人児童生徒教育を実践し、日本語力の向上を図る。
44	【子ども期】 不登校・不就学児童生徒への取組み	〈市〉 不登校・不就学児童生徒の保護者に対する子どもの教育への意識啓発を行う。
45	【子ども期】 プレスクール事業の実施	〈市〉 小学校入学前の外国人幼児に対し、日本語の初期指導や学校での生活習慣を指導する。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 〈〉は実施主体)

No.	事業名	事業概要
● 46	【子ども期】 定住外国人の子どもの就学 促進事業（虹の架け橋教室）	〈市〉 不就学外国人児童生徒等に対し、円滑な学校生活への移行を目指し、日本語指導や教科指導、日本での生活適応のための地域社会との交流等を実施する。
● 47	【青年期】 定住外国人高校生の日本語 学習支援事業	〈市〉 市内高等学校やブラジル人学校に通う日本語が不慣れな学生等を対象に日本語学習を支援する。
48	【子ども期】 外国人児童サマースクール 事業	〈市・協会〉 外国人集住地域の外国人児童を対象に、学校、地域住民、保護者等が連携して夏休み期間中、日本語学習や教科学習の支援を行う。
49	【全世代】 日本語学習支援基金等の活 用によるNPO支援	〈協会〉 愛知県国際交流協会の実施する日本語学習支援基金等を活用し、日本語教室を運営する団体等の活動を支援する。

（●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 〈〉は実施主体）



3 活力ある社会づくりの推進



【目指すべき姿】誰もが夢と希望を持ち、個性を発揮できる社会

活力ある社会づくりを進めるためには、そこに住む人々が互いに助け合い、ともに支えあっていかなければなりません。

生活基盤が十分に整っていない人に対しては、必要な支援がなされ、自立につながっていくようにしなくてはなりません。

しかし、外国人市民も、支援される側としてだけではなく、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手としての自覚を強く持つことが重要です。

外国人市民ならではの文化的な背景や価値観が地域に溶け込むことで、地域にも新たな活力が生まれます。そうした活力を生み出すためには、安定した生活基盤の確立を支援する取組みと同時に、外国人市民の持つ個性が地域で発揮されるような機会の提供や、外国人市民の自発的な取組みを支援する必要があります。

外国人市民と日本人市民がともに築きあげる、活力ある社会づくりを進めていきます。

3-1 地域を担う人材の育成

目標値

指 標 名	現行値 (2017)	目標値 (2023)
多文化共生・国際交流におけるボランティア数	252 人	300 人

※豊橋市国際交流協会登録ボランティア数

1) これまでの主な取組み

- ・多文化共生・国際課や豊橋市国際交流協会では、災害時通訳ボランティア、日本語指導ボランティア育成講座など、様々な地域の担い手となり得る人材の育成に努めてきました。
- ・地域での外国人市民、日本人市民合同の防災訓練の実施などで顔の見える関係づくりを行い、人材育成のきっかけづくりを行ってきました。

2) 現状

- ・多文化共生や国際交流に携わる人材として、豊橋市国際交流協会が募集、育成しているボランティア数は、前計画において目標としていた数値を達成しました。
- ・日本赤十字社の救急法外国人指導員が日本で初めて誕生するなど、外国人市民自らが外国人市民のために活躍できる土壌が育ってきています。
- ・日本語能力が十分でない外国人市民のために、日本語を話すことができる身近な外国人市民が通訳として活躍するなど、外国人市民自身による共助の関係が進んでいます。

3) 課題

- ・救急法の外国人指導員が誕生するなど、外国人市民が支援される側から支援する側となりつつある現在、そうした人材の育成に一層力を入れていく必要があります。

4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
● 5 0	【全世代】 多文化共生に関わる人材の育成	<市・協会> 多文化共生に関する様々な事業を担うコーディネーターの養成やボランティア活動を通じた人材育成の支援をする。また関連団体とも協力し、救命救護員等の養成を図る。
5 1	【青年期】 国際協力経験者等とのネットワークの構築と活用	<市・協会> JICAボランティア経験者、留学生、外国人市民会議委員など、市内の国際感覚を有する人材に対して、多文化共生に関する情報を共有することで多様な人材でのネットワークを構築し、関係機関との相互連携を行う。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)

3-2 自立につながる支援の充実

目標値

指 標 名	現行値	目標値
日本語能力試験合格者数	—	15人／年

※市内のNPO法人、豊橋市国際交流協会などの日本語教室に通う生徒の日本語能力試験合格者数

1) これまでの主な取組み

- ・外国人税務相談会を開催し、多くの通訳ボランティアにより外国人市民の確定申告や税務相談対応を行いました。
- ・外国人集住都市会議などを通じて、国や県に対して外国人に必要な施策について、政策提言などを行っています。

2) 現状

- ・2017年度に多文化共生・国際課が実施した外国人市民意識調査では、日本人との交流において必要なこととして、ブラジル人の74%、フィリピン人の39.7%が「日本語を話せるようになること」と回答しており、日本語学習ニーズは高いと言えます。
- ・2016年度愛知県外国人県民アンケート調査報告書によると、豊橋市内の在留資格で「永住者」の方は全体の48.4%とほぼ半数を占め、また、今後の滞日予定については「ずっと日本に住み続ける予定である」方が50.0%となっています。
- ・同じくアンケートでは、保険や年金制度などに加入していない、分からない、不明な外国人市民が19.5%おり、加入していない理由として「制度を知らないから」、「制度は知っているが、内容がよくわからないから」などの理由が挙げられています。
- ・また、行政の取組みで充実して欲しいこととして、日本語の学習を支援することが26.3%と2番目に高い数値となっています。

3) 課題

- ・永住化の進展を踏まえ、外国人市民の日本語学習の啓発を進める必要があります。
- ・外国人市民の永住化により、今後は高齢化対策も必要です。老後も安定した生活を送るために、社会保障制度などの周知や加入促進が重要となっています。
- ・国民健康保険や介護保険など、ライフプランの構築に必要な知識を関係機関と協力しながら周知する必要があります。

4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
● 5 2	【全世代】 日本語学習機会の充実	〈市・協会〉 豊橋市国際交流協会やボランティア団体の開催する日本語学習教室への参加がしやすいものとなるよう、ニーズの把握や機会の拡大、きめ細かな開催情報の提供を行う。
● 5 3	【子ども期】 子ども・若者支援事業の実施	〈市〉 こども若者総合相談支援センター“ココエール”において、困難を抱える子ども・若者への寄り添った支援に取り組むとともに、センター活用の周知啓発を図る。
5 4	【全世代】 外国人のための日本文化教室	〈協会〉 外国人市民を対象に、多くの外国人が直面する日本で日常生活を送るためのエチケットやルール等の知識を取得するためのセミナーを開催する。
5 5	【成人期】 外国人税務相談会の実施	〈市・協会〉 複雑な税務手続きが円滑に行われるよう、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語で対応する相談会を実施する。
● 5 6	【老年期】 ライフプランセミナーの実施	〈市〉 国民健康保険や介護保険など、ライフプランの構築に必要な知識を関係機関と協力しながら周知する。
● 5 7	【成人期】 メンタルヘルス相談事業	〈市〉 ブラジル人を対象に、メンタルヘルス相談を実施し、適切なケアを受けられるようポルトガル語カウンセラーによる継続した支援を行う。
● 5 8	【青年期】 日本語能力試験等の受験に関する支援	〈市・協会〉民間団体等が実施する各種日本語能力試験の団体試験実施を通して受験機会を創出するなど、日本語能力の向上のための取組みを進める。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 〈〉は実施主体)

豊橋市国際交流協会主催 日本文化教室



日本語教室の様子



高卒認定試験 学習支援



外国人税務相談会



3-3 個性を発揮できる環境づくり

目標値

指 標 名	現行値(2017)	目標値(2023)
外国人であることに差別を感じない割合	72.0%	75.0%

※外国人市民意識調査による。

1) これまでの主な取組み

- ・定住外国人等就労支援事業により、外国人市民向け日本語教室やビジネスマナー、履歴書の書き方などの研修を行い、その後、外国人市民の受入れを希望する市内事業者とマッチングすることで、安定就労の促進を図りました。
- ・就業支援ネットワーク会議により、庁内の関係部署と就労に係る情報共有を行っています。

2) 現状

- ・平成28年度愛知県外国人県民アンケート調査報告書によると、仕事について困っていること上位3つとして、「賃金が安いこと」が24.3%、「正社員など、安定した立場にしてもらえないこと」が15.5%、「日本語でコミュニケーションがとれないこと」が13.5%となっています。
- ・平成30年度市民意識調査では、外国人市民とともに暮らしやすい社会にしていくための取組みとして、14%の市民が「外国人市民が地域社会へ積極的に参加できるような機会の提供」と回答しています。

3) 課題

- ・外国人市民が仕事に不満を感じるケースとして、昇級がないことであったり、日本人市民より給料が安い、正社員になれないことなどが県のアンケート調査からも見られ、安定的な就労に繋げるための施策が必要です。
- ・外国人市民が就労において差別的な扱いがなされないよう、国や県とも連携して取り組んでいく必要があります。
- ・これまで目立った取組みがなされてこなかった若年層や留学生に対する就労の取組みにも力を入れ、地域への定着を図っていく必要があります。

4) 主な実施事業

No.	事業名	事業概要
59	【青年期】 留学生の生活・就職に関する支援	<市・協会> 本市にある3大学に在籍する留学生の学生生活や就職を関係機関と連携しながら支援する。
●60	【成人期】 起業相談・支援の実施	<市> 関係課、関係団体と連携を図りながら相談に応じる。
61	【成人期】 就業支援ネットワーク会議などとの連携	<市> 就業支援ネットワーク会議等により、情報交換や情報の共有化を図る。
●62	【青年期】 留学生パスポートの発行	<市・協会> 留学生交流・支援の一環として、市内3大学の留学生を対象に、市の施設を無料使用できるパスポートを発行し、豊橋への親しみと愛着を熟成する機会を提供する。
●63	【青年期】 留学生バス回数券補助事業	<市・協会> バスの回数券を配布し、留学生の市内の回遊性を高めることで市民との交流の機会及び地域への興味、愛着、定着を促す。
●64	【青年期】 留学生企業見学ツアー	<市> 留学生と市内企業（特に中小企業）等との接点をつくるため、留学生による企業見学を実施する。

(●は重点事業 【】はライフステージにおける主なターゲット世代 <>は実施主体)



4 多文化共生推進計画 目標指標一覧



施策の方針	施策	指標名	指標	
			現行値	目標値
1 多文化共生理解の 促進	①人権尊重の意識づくり	外国人市民が増加することを好意的に感じる市民の割合	44.6%	55.0%
	②相互理解の促進	多文化共生にかかる出前講座の実施回数	—	5回／年
	③協働の仕組みづくり	外国人市民の審議会等への登用人数	10人	15人
2 生活環境整備の推進	①安心して暮らせる環境づくり	豊橋が住みやすいと答えた外国人市民の割合	82.5%	90.0%
	②情報提供の充実	外国語での情報提供件数	56,881件	60,000件
	③子どもの学習環境の充実	学校生活に満足している外国人児童生徒の割合	—	65.0%
3 活力ある社会づくりの 推進	①地域を担う人材育成	多文化共生・国際交流におけるボランティア数	252人	300人
	②自立につながる支援の充実	日本語能力試験合格者数	—	15人／年
	③個性を発揮できる環境づくり	外国人であることに差別を感じない割合	72.0%	75.0%

第5章 計画の推進に向けて



1 役割分担



多文化共生社会の実現には、日本人市民と外国人市民が、言葉、文化、習慣の違いを相互理解し、認め合い、助け合っていくことが重要です。そのため地域コミュニティや民間団体、行政等の関係機関がそれぞれの強みを生かし、情報共有・連携し、役割を果たすことで効果的な取組みを実施していきます。

(1) 国・愛知県

日本は人口減少に向かい、特に生産年齢人口の減少は中小企業を中心に人手不足が深刻化しています。このような中で、「外国人材の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」が2018年7月24日に閣議決定されました。外国人の受入れ環境を整備することで外国人の人権が護られ、外国人が日本社会の一員として生活できるようにするために、日本語教育の充実をはじめとする多岐にわたる施策を強化して推し進める必要があります。その総合調整役を法務省が担うこととなり、今後は、地方自治体と協力しながら各種施策を効果的・効率的に進めていくことが期待されます。また、外国人市民を支援するNPOなど、多文化共生にかかる課題解決のために活動する支援者に対する支援も必要です。

愛知県は、外国人県民の永住化が継続し、外国人県民の高齢化が進む中、2018年度より「あいち多文化共生推進プラン2022」をスタートし、ライフサイクルに応じた支援を進めています。愛知県に対しては「あいち多文化共生推進プラン2022」に基づき、広域的な課題や市町村では対応が困難な分野での事業の推進、先導的な取組みを行う責務が求められます。

また、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市が中部経済連合会など地元経済団体と協力して策定した「外国人労働者の適正雇用と日本人社会への適応を促進するための憲章」の推進に今後も積極的に取り組むことが期待されます。

(2) 豊橋市

市は、市民の生活に必要な住民サービスを提供する基礎自治体として、外国人市民を含むすべての市民が行政サービスを平等に享受できるようにしなければなりません。外国人市民を含む全ての市民が、教育・福祉・医療・防災など日常生活に必要な行政サービスを平等に享受できる権利とともに納税などの市民として果たさなければならない義務などの情報も日本人市民と同様に外国人市民に正確に提供する責務があります。

さらに、豊橋市国際交流協会・NPO 団体・地域住民などとの連携を強化し、総合的で効果的な多文化共生施策の調整を行う役割があります。

市町村や市民の取組みだけでは解決できない制度上の課題に関しては、外国人集住都

市会議などを通して国・県に対し、積極的に見直しや改善を働きかけていきます。

(3) 小中学校・高校・大学・外国人学校等

学校においては、外国人児童生徒に対して学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行ったり、学校行事を通して外国人市民と日本人市民の交流を深めたり、児童生徒の多文化共生教育を推進する役割を担います。

また、学校が将来を担う子どもたちを育む場であることを外国人児童生徒の保護者が理解する取組みが必要です。

大学は、留学生が学内だけにとどまらず地域社会に受け込み、交流することができるきっかけを作り、地域で活躍する後押しをする役割を担います。また、日本で就職や起業を希望する留学生に対しての支援も求められます。

外国人学校では、それぞれの教育方針に加え、日本で暮らすうえでの日本語や習慣の習得への取組みが望まれます。

さらに、不就学児童生徒解消の一助として、小中学校と外国人学校が情報交換や交流事業を通して連携を図っていく必要があります。

(4) 豊橋市国際交流協会

豊橋市国際交流協会はこれまで国際理解教育、国際交流サロン、「にほんごきょうしつ」など日本人市民の異文化理解や外国人市民のコミュニケーション支援とボランティア団体の育成・支援を公益法人として実施してきました。

今後も、地域や市と連携を深め、地域の国際化を推進していく中核的な役割を担います。これまでの活動の中で得た多くの情報やネットワークを活用した事業を通じて、人材の育成やボランティア団体の育成・支援を充実させ、地域課題に取り組むことが期待されます。

(5) NPO・ボランティア団体

NPO・ボランティア団体は、それぞれの団体の人材とノウハウを十分に活用しながら、多文化共生の取組み、とりわけ市が対応できていない分野での外国人市民への支援や地域市民との間をつなぐ様々な活動を行っています。市内では、様々な国籍の外国人市民によるコミュニティ団体も設立されており、それぞれの特性を活かした外国人市民の支援や多文化共生に関する取組みが行われています。

今後も、多文化共生社会実現に向けて外国人市民の視点で様々な取組みを行政や企業、地域など多様な主体との連携により展開していくことが期待されます。

(6) 地域コミュニティ

多文化共生社会の形成は行政だけの力で実現できるものではなく、地域全体の課題としてとらえ、地域の様々な主体が協力・連携して取り組んでいくことが重要です。

各地域の自治会は、地域におけるまちづくりの中心的な役割を担っています。地域の活性化を図り、多文化共生を進めるためにも、地域に住む外国人市民と協働し、日頃の交流を活発に行う必要があります。市民活動団体やボランティアをはじめ、行政・企業との連携の中で、外国人市民・日本人市民がともに参加する環境づくりが求められます。

(7) 外国人市民・日本人市民

外国人市民・日本人市民一人ひとりが多文化共生の意義を理解し、国籍や言葉、文化、習慣の違いに関わらず、同じ地域で生活する一員として地域社会に参画し、ともに暮らしていくことが求められます。日本人市民は、異文化や生活習慣の違いなどの理解に努め、外国人市民も地域社会の対等な構成員であり、地域を支える重要な担い手であるという意識を持ち、対等なパートナーとして受け入れることを期待します。

一方で外国人市民は、日本で暮らす上で必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や責任を果たすことが求められます。また、日本で自立して生活するためには日本語の習得が必要不可欠であることから、豊橋市国際交流協会やNPO・ボランティア団体などが開催する日本語教室への積極的な参加が望まれます。

(8) 企業

外国人労働者を直接雇用・間接雇用している企業等の事業者は、外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令の遵守や安定した雇用に努めるとともに日本語の習得等、外国人労働者の日本社会への適応を促進することが期待されます。

また、企業の社会的責任のひとつとして、外国人労働者が地域の構成員としての役割を果たせるよう支援するとともに、多文化共生社会の実現のための連携・協働が求められます。

(9) 保育園・幼稚園・認定こども園・託児所

公立小学校やブラジル人学校へ入学する外国人児童は年々増加する傾向にあります。

保育園・幼稚園・認定こども園・託児所においては子どもたちが基礎的な日本語や日本の生活習慣を習得し、集団生活の適応力を育むことができる環境があります。就学年齢前の子どもたちに対する日本の習慣や文化、日本語に触れる機会は大変重要であり、その役割を担っているのが保育所・幼稚園・認定こども園・託児所等です。

子どもたちの居場所としてだけでなく、将来を担うためのスタート地点としての重要性を認識し、行政やNPO・ボランティア団体との連携を図り、日本語や日本の文化・習慣の習得に取り組むことが望まれます。



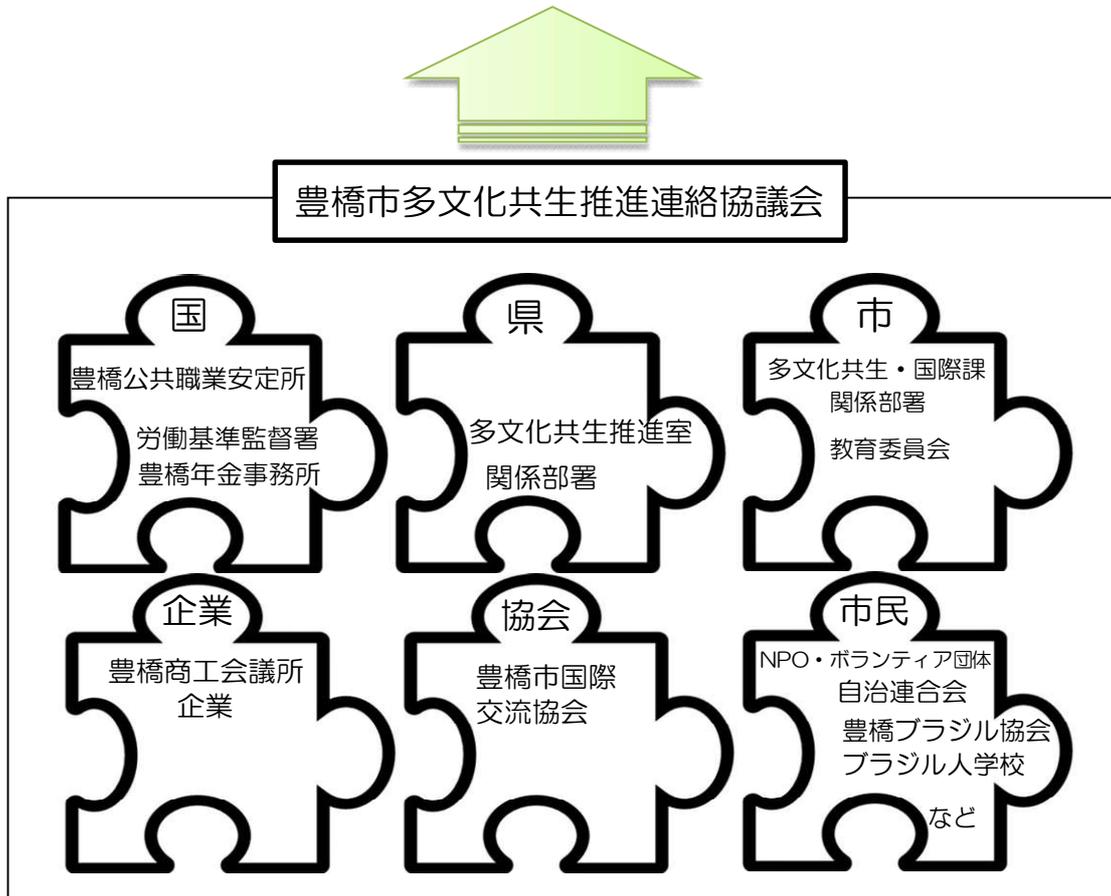
2 計画の推進について



多文化共生社会の推進に向けて、国の外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針やあいち多文化共生推進プラン2022を踏まえ、その推進についての進捗管理や評価などを行う必要があります。

多文化共生社会実現の総合的な推進組織として、前計画に引き続き「多文化共生推進連絡協議会」を設置し、国、県等の関係機関や企業、日本人市民、外国人市民、NPO・ボランティア団体、豊橋市国際交流協会などが連携を強化し、本計画に基づく取組み状況など情報の共有化を図り、今後も施策を推進していきます。

多文化共生社会の推進



参考資料

- 1 アンケート調査の概要（抜粋）
- 2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議
- 3 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議
- 4 計画策定のスケジュール

1 アンケート調査の概要（抜粋）

(1) 「平成30年度市民意識調査」の概要（豊橋市広報広聴課実施）

① 調査の目的

この調査は、市民と行政が一体となったまちづくりを推進するにあたり、市民の皆様の貴重なご意見やご要望をお聞きし、明日の豊橋市のまちづくりに反映させることを目的として実施しております。

② 調査の設計

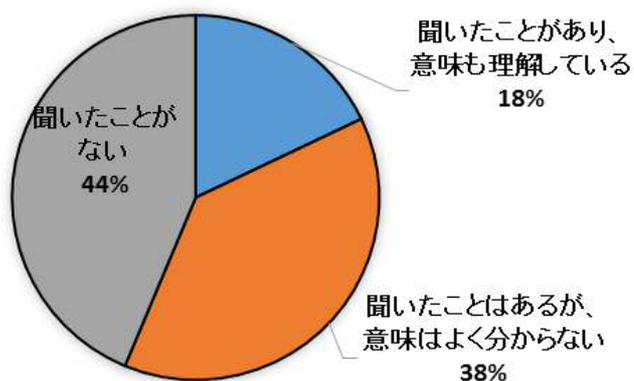
- ・調査地域：豊橋市全域
- ・調査対象：市内在住の満18歳以上の男女
- ・標本数：5,000人
- ・抽出方法：住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- ・調査方法：設問紙を郵送。郵送またはWEBにより回答。
- ・調査期間：2018年7月9日（月）～7月31日（火）

③ 回収結果

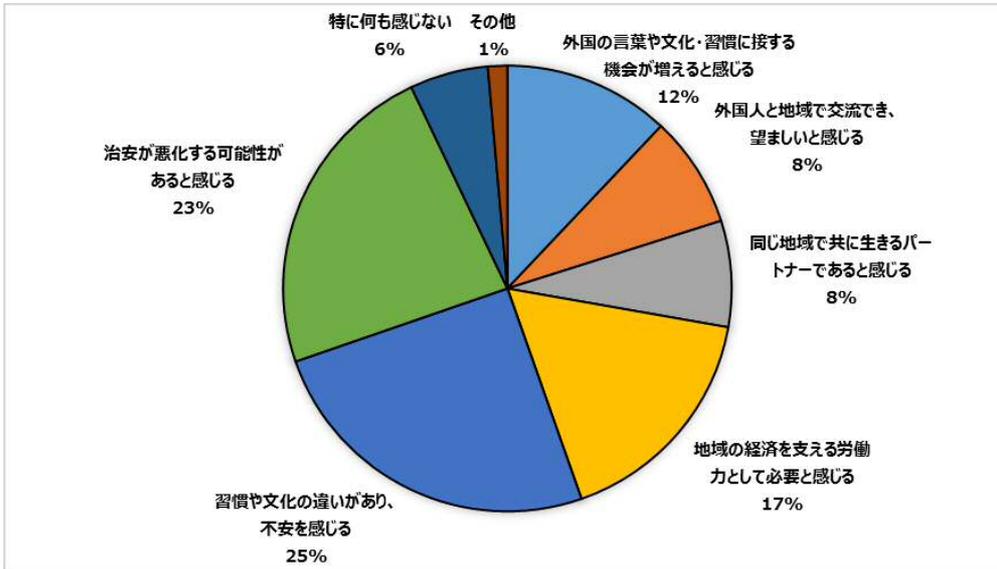
- ・回収数：2,421人
- ・有効標本回収数：2,417人（全問無回答及び属性のみ回答の標本は無効とする）
- ・有効標本回収率：48.3%

○多文化共生について

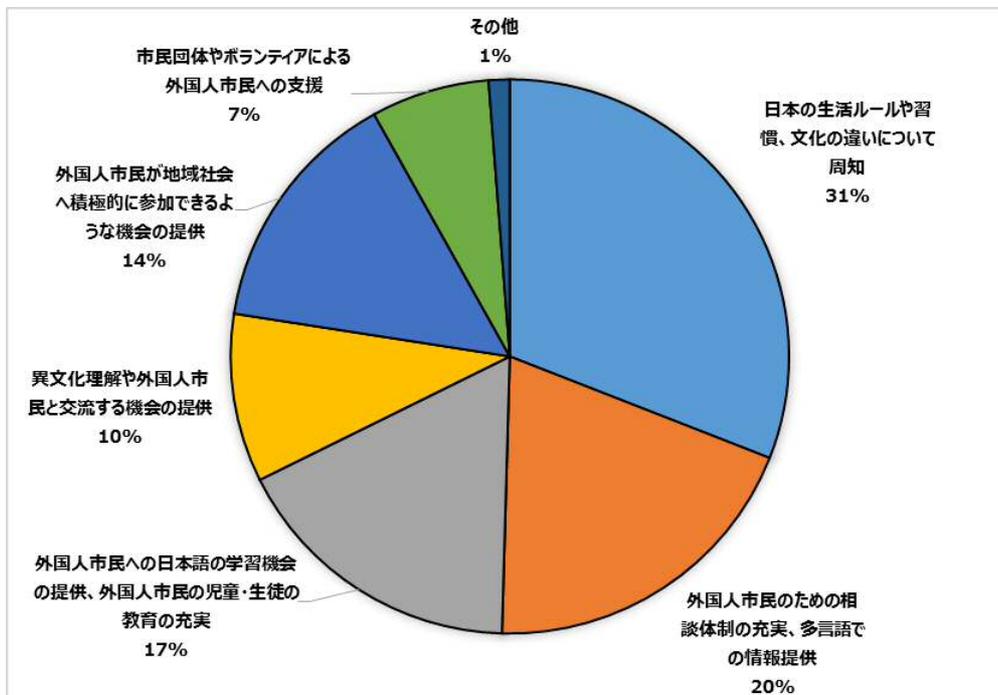
問1 あなたは「多文化共生」という言葉を聞いたことがありますか。



問2 豊橋市には約1万6千人の外国人市民がともに暮らしています。あなたは地域に外国人市民が増加することをどう感じますか。



問3 あなたは外国人市民と共に暮らしやすい社会にしていくためには、どんな取り組みが必要であると思いますか。



(2) 「平成29年度外国人市民意識調査」の概要（豊橋市多文化共生・国際課実施）

① 調査の目的

豊橋市内在住の日本人市民を対象とした市民意識調査を2017年6月に実施しましたが、外国人市民の現状や実態を把握するため、市内に多く在住している日系ブラジル人とフィリピン人を対象に、生活に密着した項目についてアンケートを行いました。

② 調査の設計

- ・調査対象：(ア)ブラジル人
(イ)フィリピン人
- ・調査方法：(ア)市役所外国人相談室、外国人情報窓口で配布。
(イ)豊橋市国際交流協会、カトリック教会、虹の架け橋教室、岩田日本語教室、市内フィリピンレストランで配布。
- ・標本数：(ア)73人
(イ)63人
- ・回収方法：(ア)対象者から直接回収。
(イ)対象者から直接回収。
- ・調査期間：2017年9月7日（木）～11月6日（月）

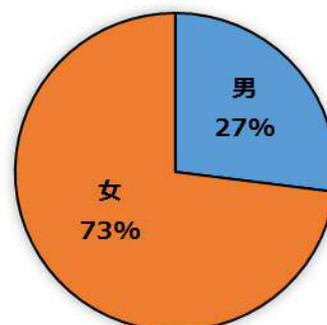
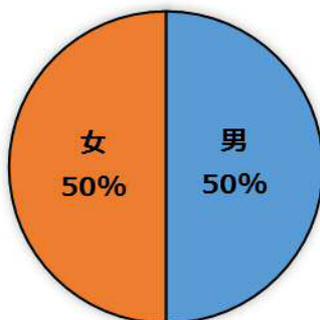
③ 回収結果

- ・回収数：(ア)73人
(イ)63人
- ・回収率：(ア)100%
(イ)100%

問1 あなたの性別は何ですか。

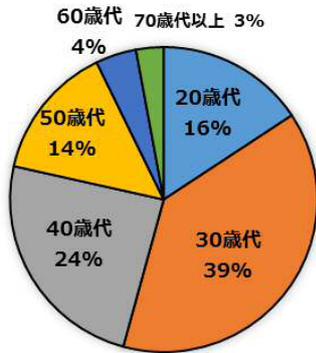
(ア)ブラジル人

(イ)フィリピン人

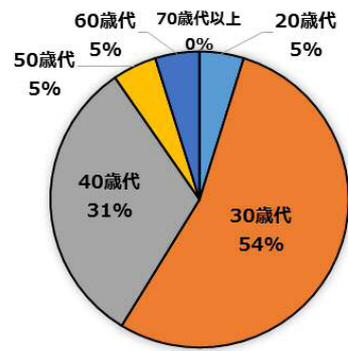


問2 あなたの年齢は何歳代ですか。

(ア) ブラジル人

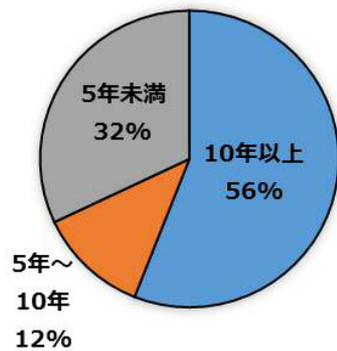


(イ) フィリピン人

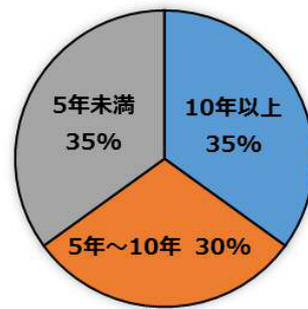


問3 日本に来て何年になりますか。

(ア) ブラジル人

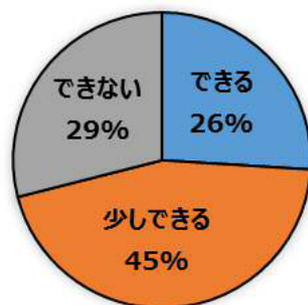


(イ) フィリピン人

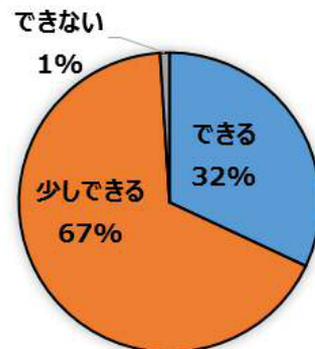


問4 日本語を話すことができますか。

(ア) ブラジル人

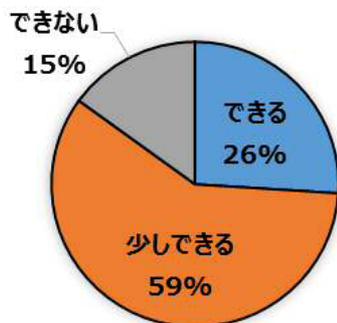


(イ) フィリピン人

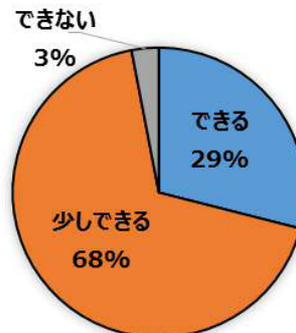


問5 日本語を聞き取ることができますか。

(ア) ブラジル人

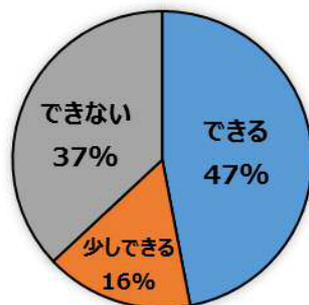


(イ) フィリピン人

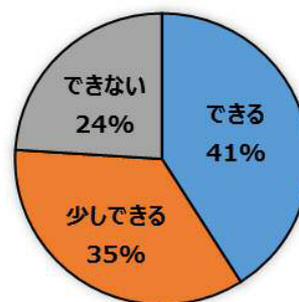


問6 ひらがなを読むことができますか。

(ア) ブラジル人

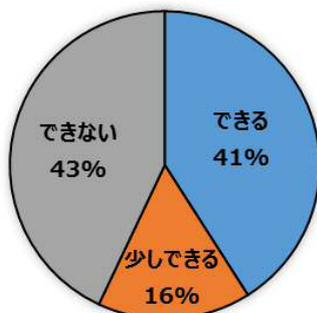


(イ) フィリピン人

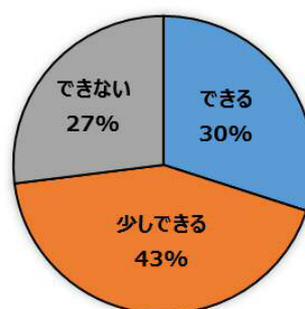


問7 ひらがなを書くことができますか。

(ア) ブラジル人

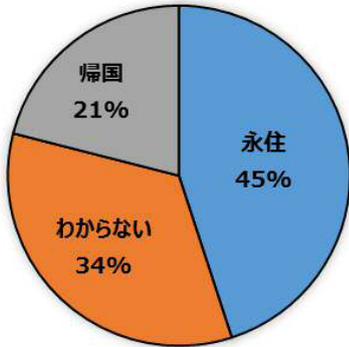


(イ) フィリピン人

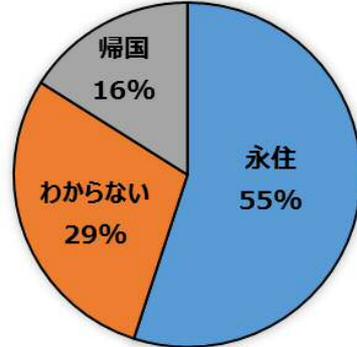


問8 今後の予定について、下記のどれですか。

(ア)ブラジル人

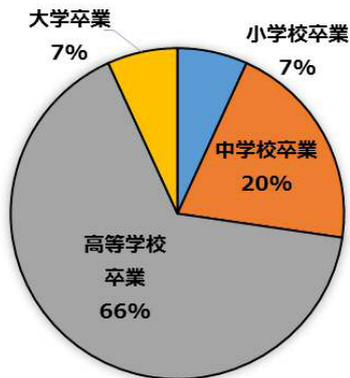


(イ)フィリピン人

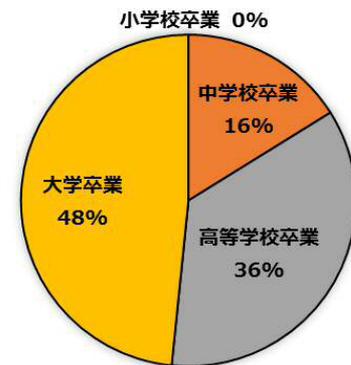


問9 あなたの最終学歴は。

(ア)ブラジル人

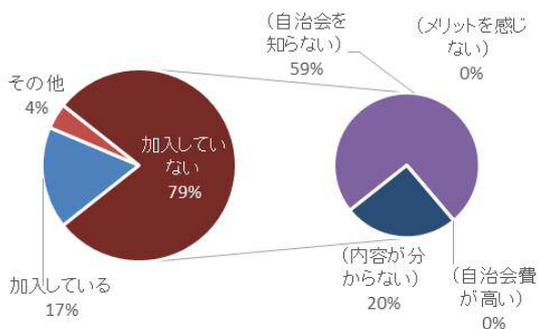


(イ)フィリピン人

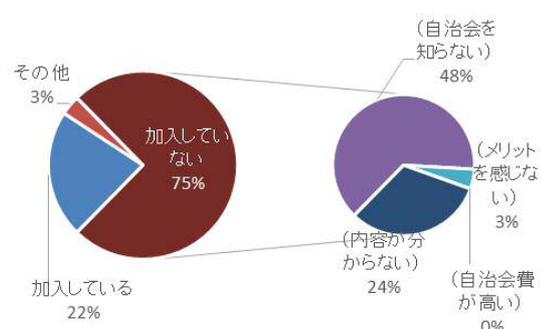


問10 自治会に加入していますか。

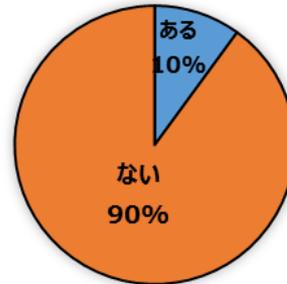
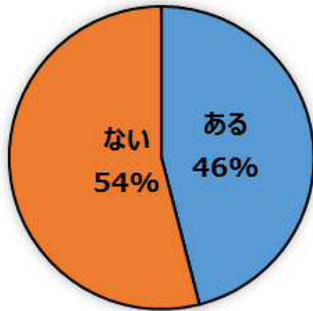
(ア)ブラジル人



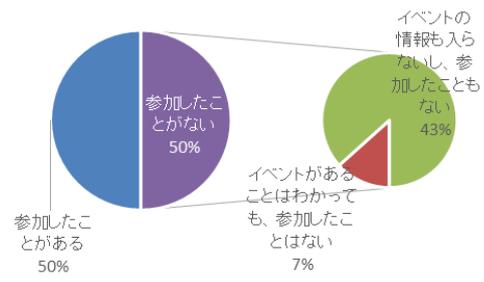
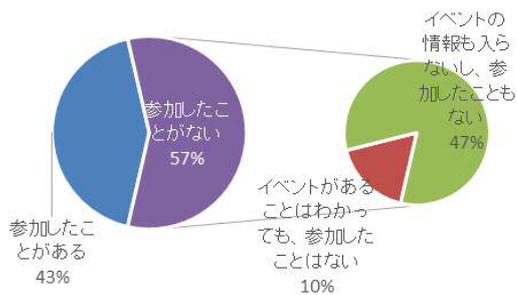
(イ)フィリピン人



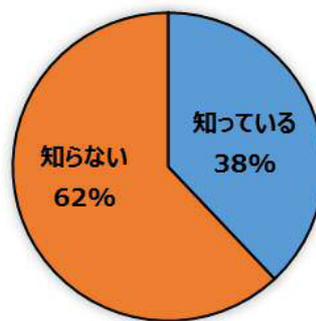
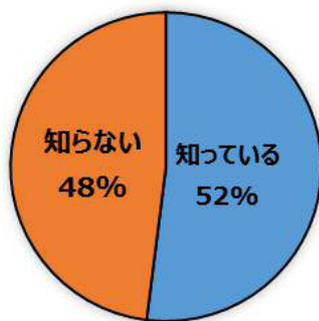
問 1 1 地域で生活していて、外国人であることによる差別を感じたことがありますか。
 (ア)ブラジル人 (イ)フィリピン人



問 1 2 地域のイベント（お祭りや防災訓練など）に参加したことはありますか。
 (ア)ブラジル人 (イ)フィリピン人

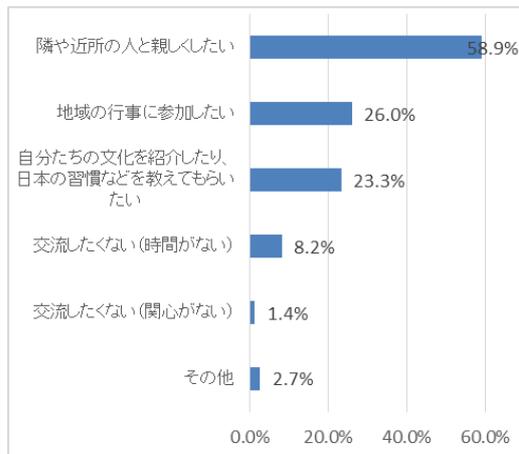


問 1 3 地域の避難所を知っていますか。
 (ア)ブラジル人 (イ)フィリピン人

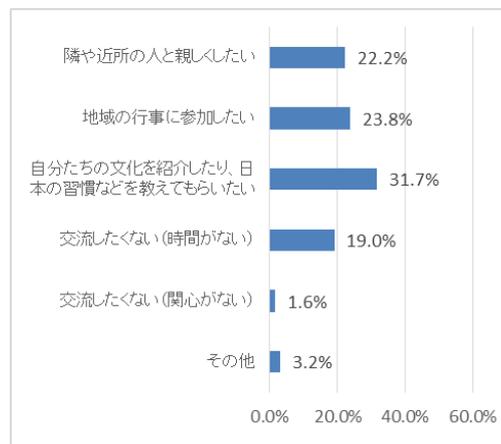


問14 地域でどんな交流をしたいと思いますか。【複数回答】

(ア)ブラジル人

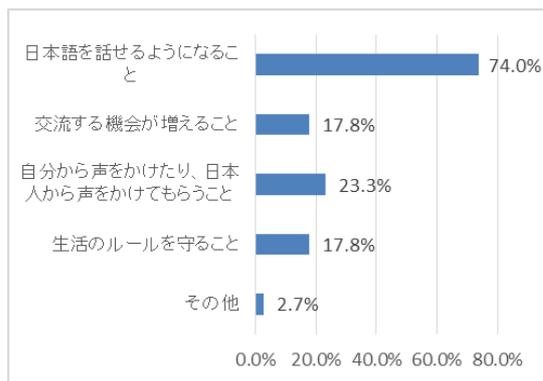


(イ)フィリピン人

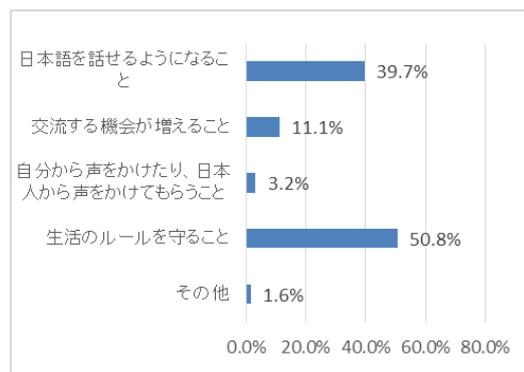


問15 外国籍市民が日本人との交流に必要なことは何ですか。【複数回答】

(ア)ブラジル人

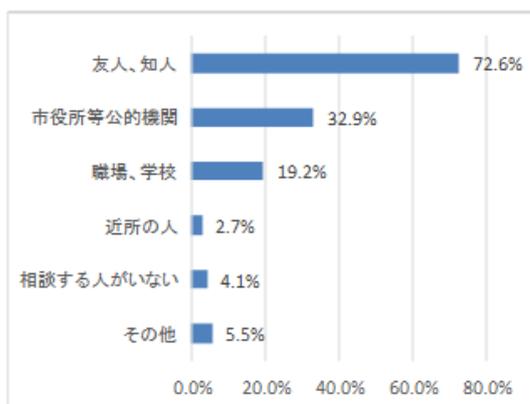


(イ)フィリピン人

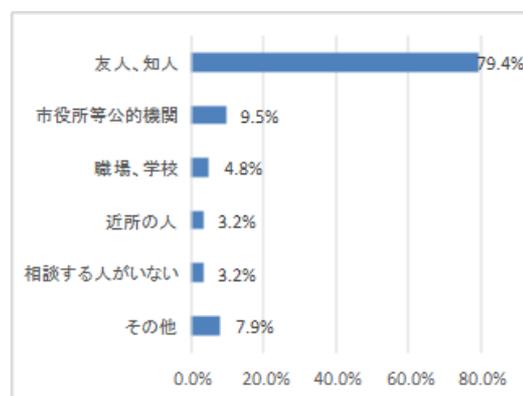


問16 困ったことやトラブルがあった場合、誰に相談しますか。【複数回答】

(ア)ブラジル人

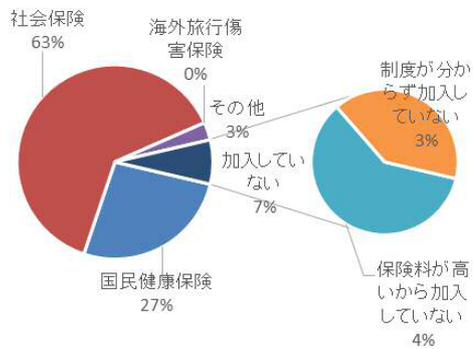


(イ)フィリピン人

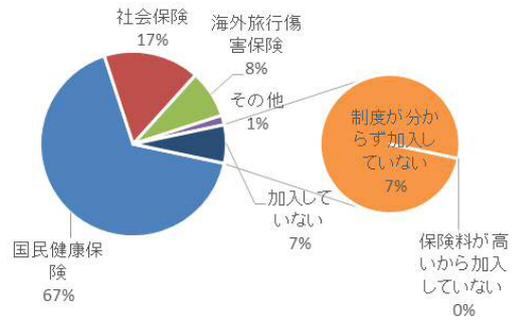


問 1 7 健康保険に加入していますか。

(ア)ブラジル人

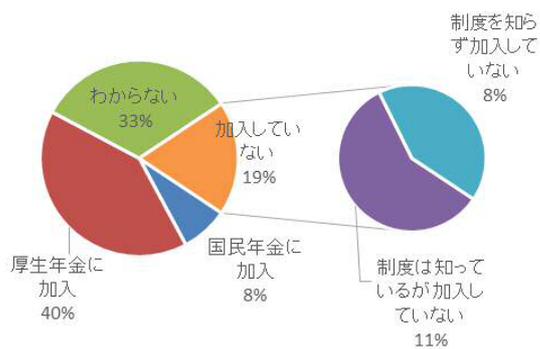


(イ)フィリピン人

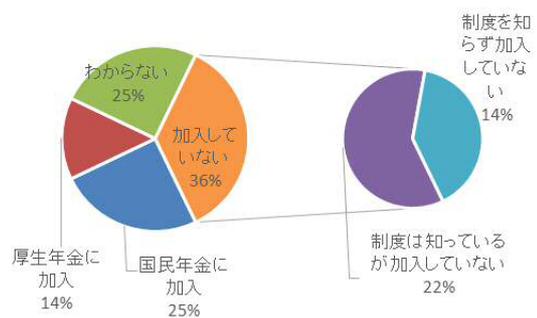


問 1 8 公的年金に加入していますか。

(ア)ブラジル人

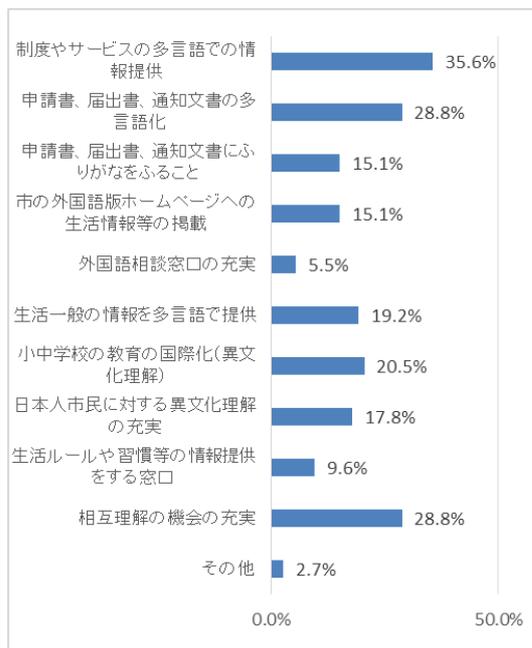


(イ)フィリピン人

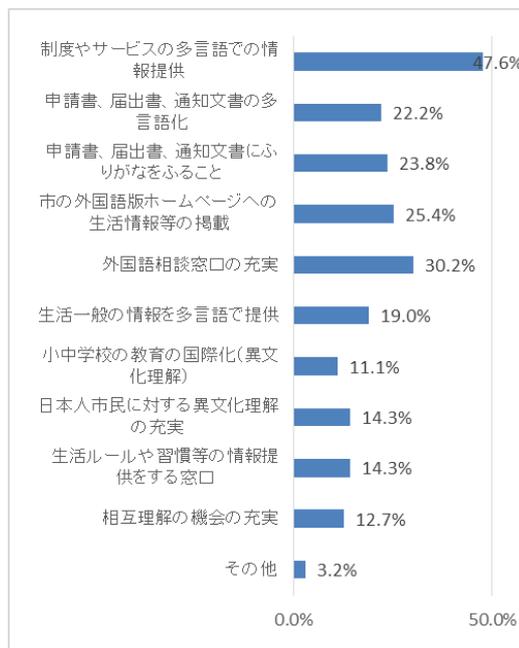


問 1 9 豊橋市の行政サービスに要望することは何ですか。

(ア)ブラジル人

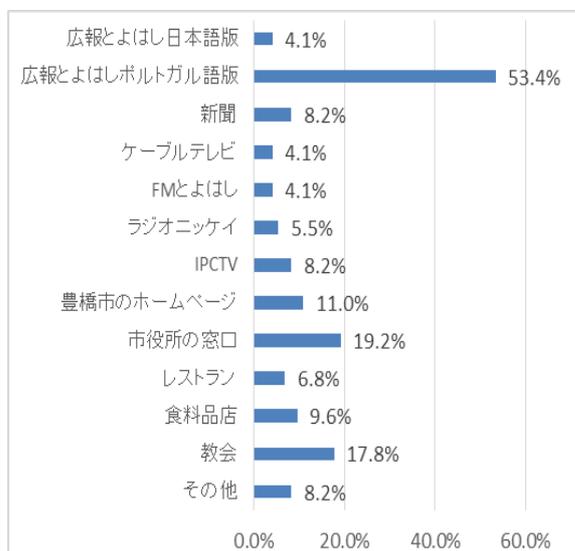


(イ)フィリピン人

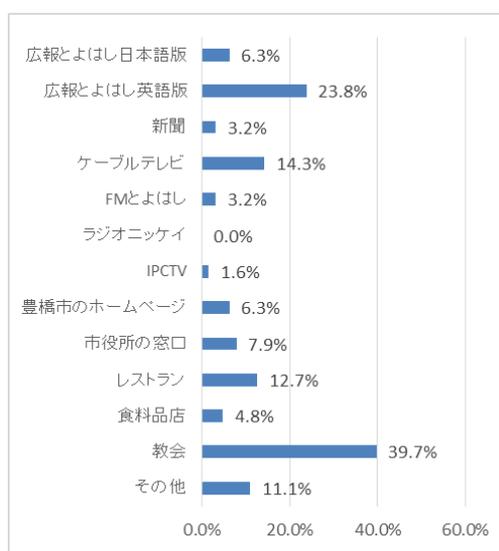


問 2 0 豊橋市の情報はどこから得ていますか。

(ア)ブラジル人

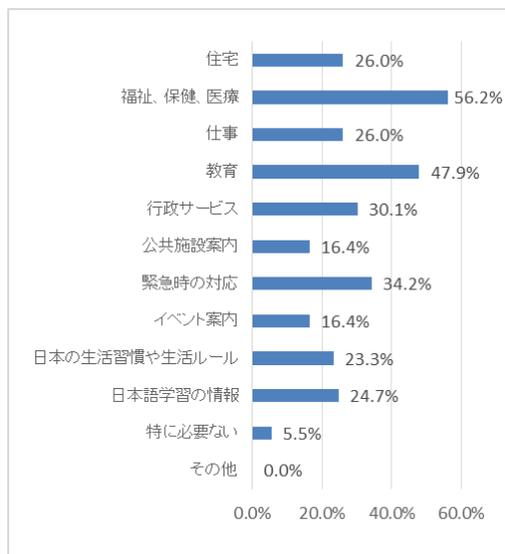


(イ)フィリピン人

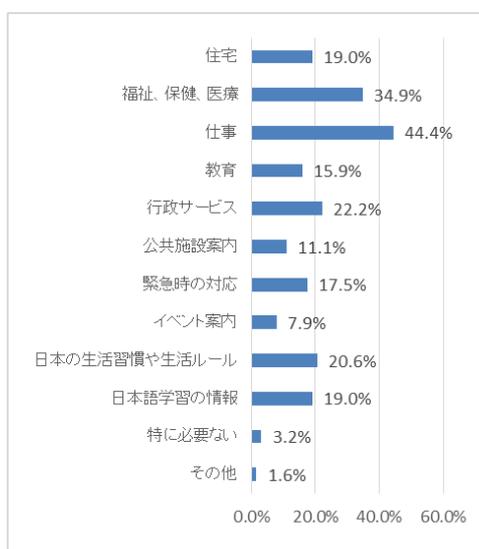


問 2 1 普段の生活において、どのような情報が必要ですか。

(ア)ブラジル人

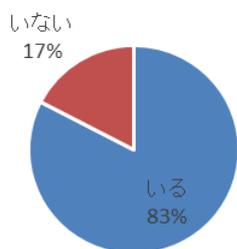


(イ)フィリピン人

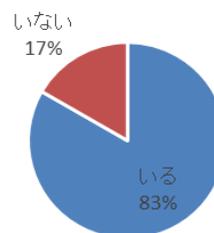


問 2 2 あなたは子どもがいますか。

(ア)ブラジル人

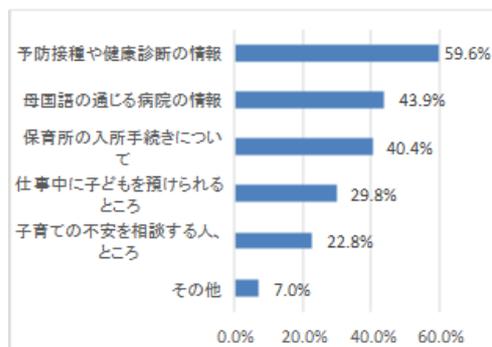


(イ)フィリピン人

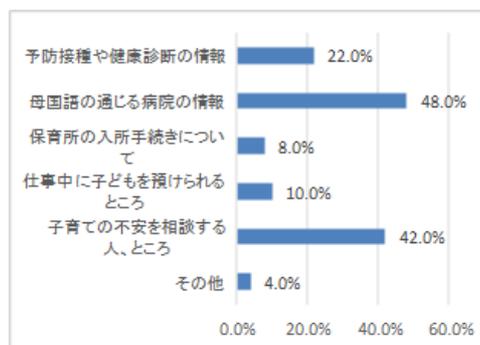


問 2 3 子育てにどんな情報が必要ですか。

(ア)ブラジル人

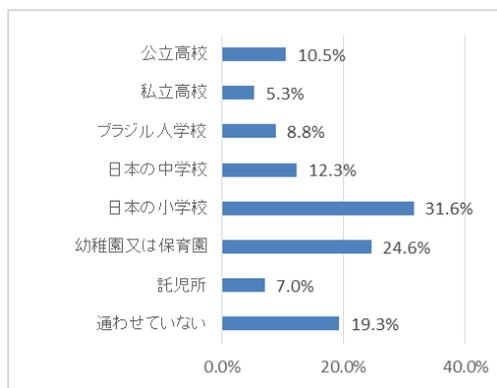


(イ)フィリピン人

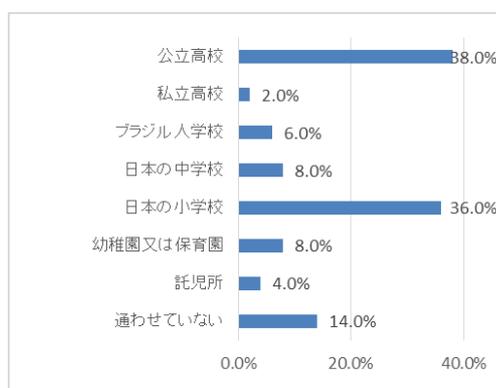


問24 子どもの学校等について、どの学校等に通いましたか。

(ア)ブラジル人

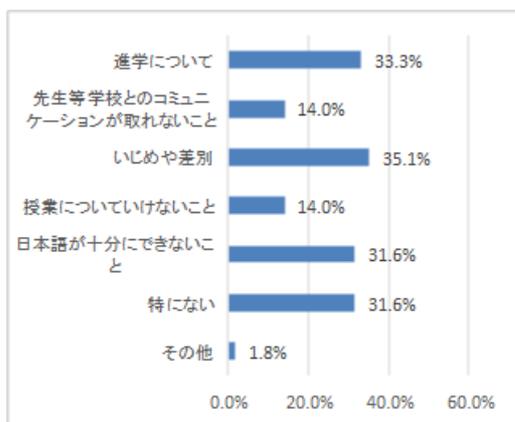


(イ)フィリピン人

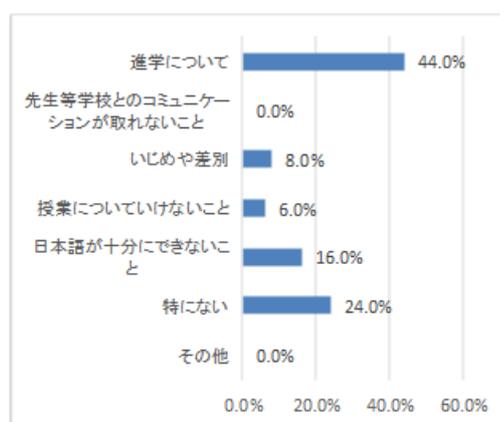


問25 子どもの教育で心配なことはありますか。

(ア)ブラジル人

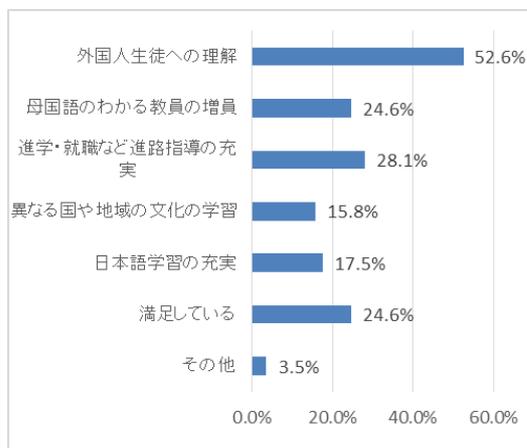


(イ)フィリピン人

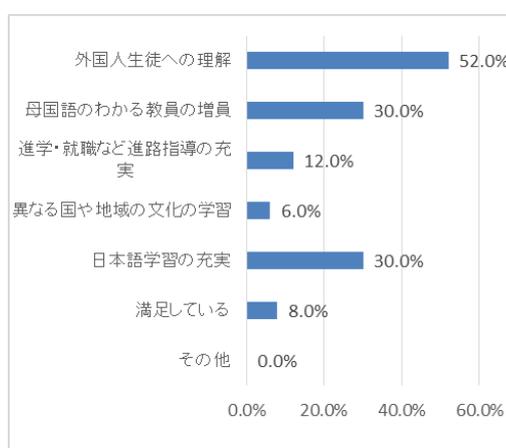


問26 日本の学校に望むことはありますか。

(ア)ブラジル人

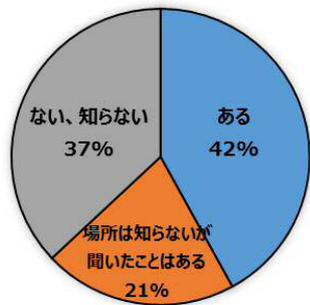


(イ)フィリピン人

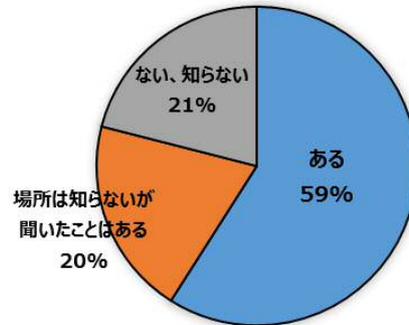


問27 あなたの生活圏において、日本語の学習できる場所がありますか。(子ども向けの日本語教室も含む。)

(ア)ブラジル人

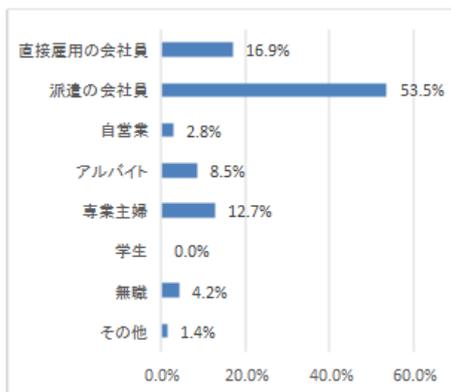


(イ)フィリピン人

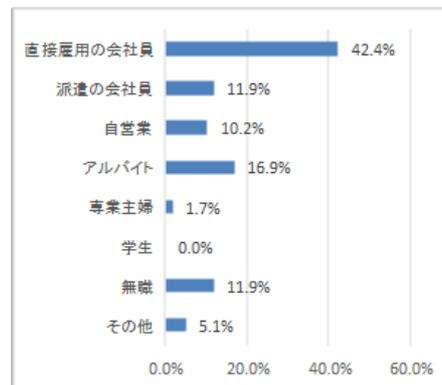


問28 あなたの職業は何ですか。

(ア)ブラジル人

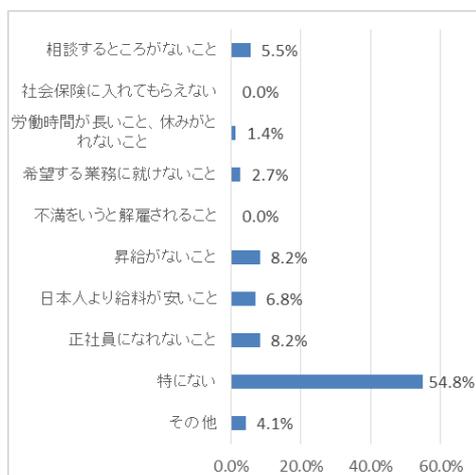


(イ)フィリピン人

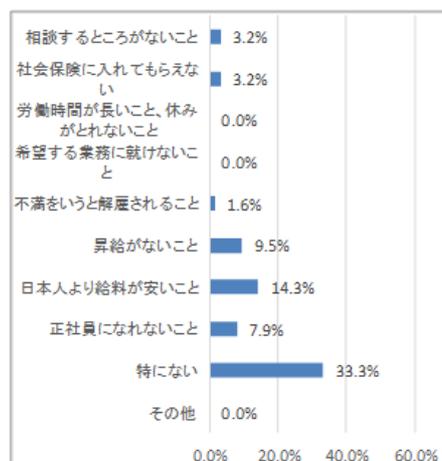


問29 仕事で不満や差別を感じることはありますか。

(ア)ブラジル人

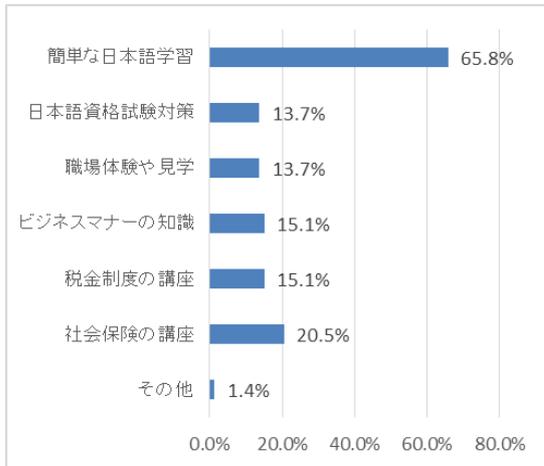


(イ)フィリピン人

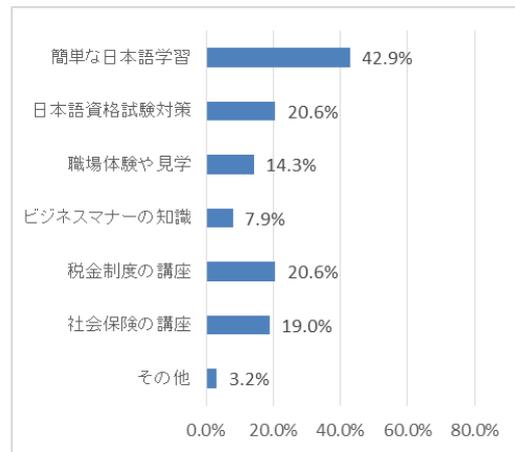


問30 どのような就労支援が必要だと思いますか。

(ア)ブラジル人



(イ)フィリピン人



(3) 「平成29年度外国人市民意識調査」の概要（豊橋市広報広聴課実施）

① 調査の目的

豊橋市内在住の外国人市民の現状や実態を把握するため、市内に多く在住しているブラジル人を対象に、生活に密着した項目についてアンケートを行いました。

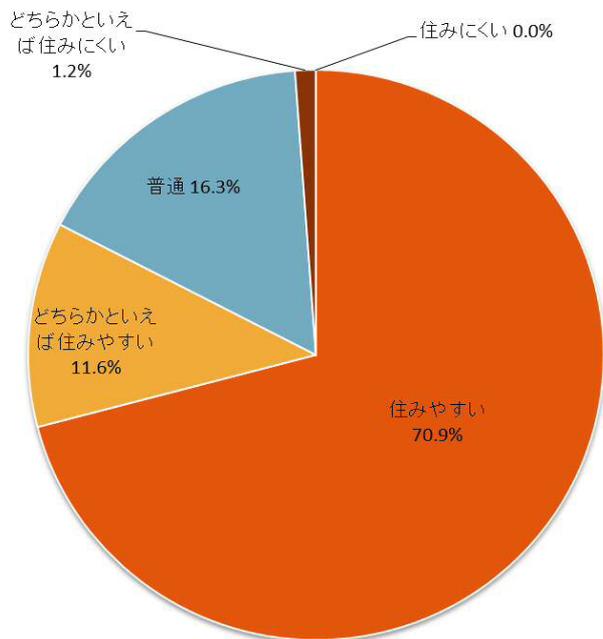
② 調査の設計

- ・調査対象：ブラジル人
- ・調査方法：多文化共生・国際課、納税課窓口、豊橋ブラジル協会、外国人のための税務相談会などで配付。
- ・標本数：88人
- ・回収方法：対象者から直接回収。
- ・調査期間：2018年1月10日（水）～2月28日（水）

③ 回収結果

- ・回収数：88人
- ・回収率：100%

問1 豊橋市は住みやすいまちだと思いますか。



(4) 「平成28年度外国人県民アンケート調査報告書(豊橋市)」の概要 (愛知県実施)

① 調査の目的

日本人県民と外国人県民が共に暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めるために、外国人県民の現状及び課題、ニーズなどを把握し、施策推進の資料とする。

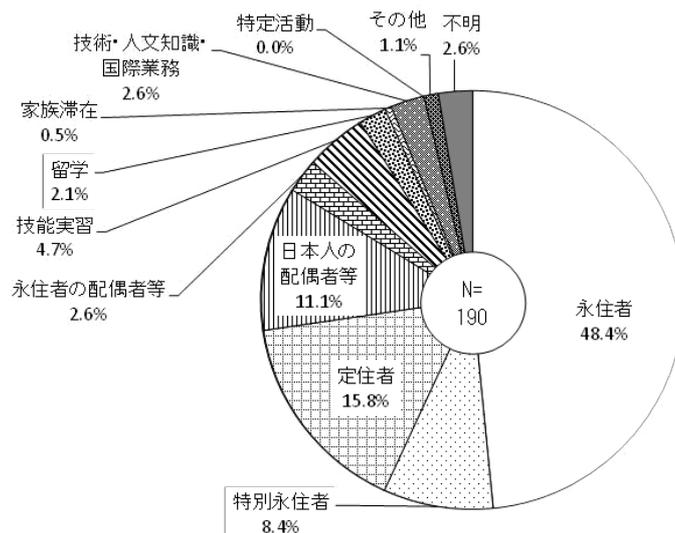
② 調査の設計

- ・調査地域：豊橋市全域
- ・調査対象：市内在住の満20歳以上の男女
- ・標本数：707人
- ・抽出方法：住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- ・調査方法：設問紙にもとづく郵送法及びWEB調査
- ・調査期間：2016年11月22日(火)～12月13日(火)

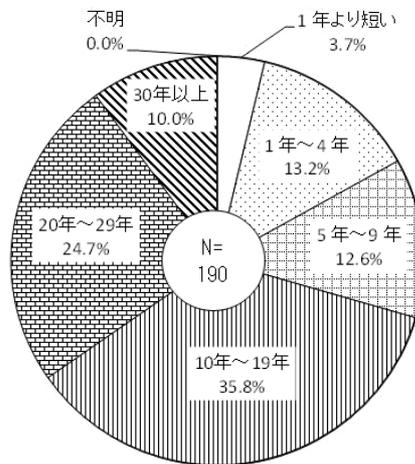
③ 回収結果

- ・回収数：190人
- ・有効標本回収数：190人(全問無回答及び属性のみ回答の標本は無効とする)
- ・有効標本回収率：27.6%

問1 あなたの在留資格は何ですか。

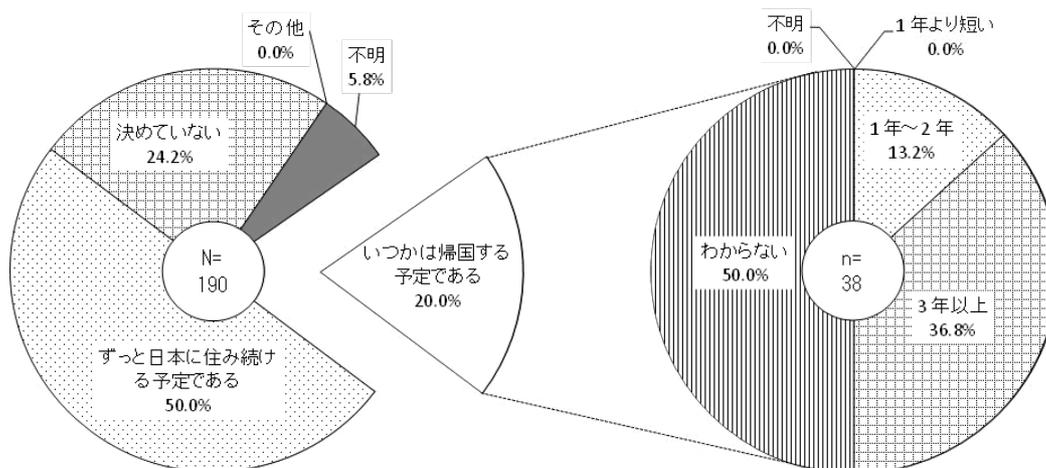


問2 あなたは今まで、何年日本に住んでいますか。
何回も来日された方は合計した年数で教えてください。

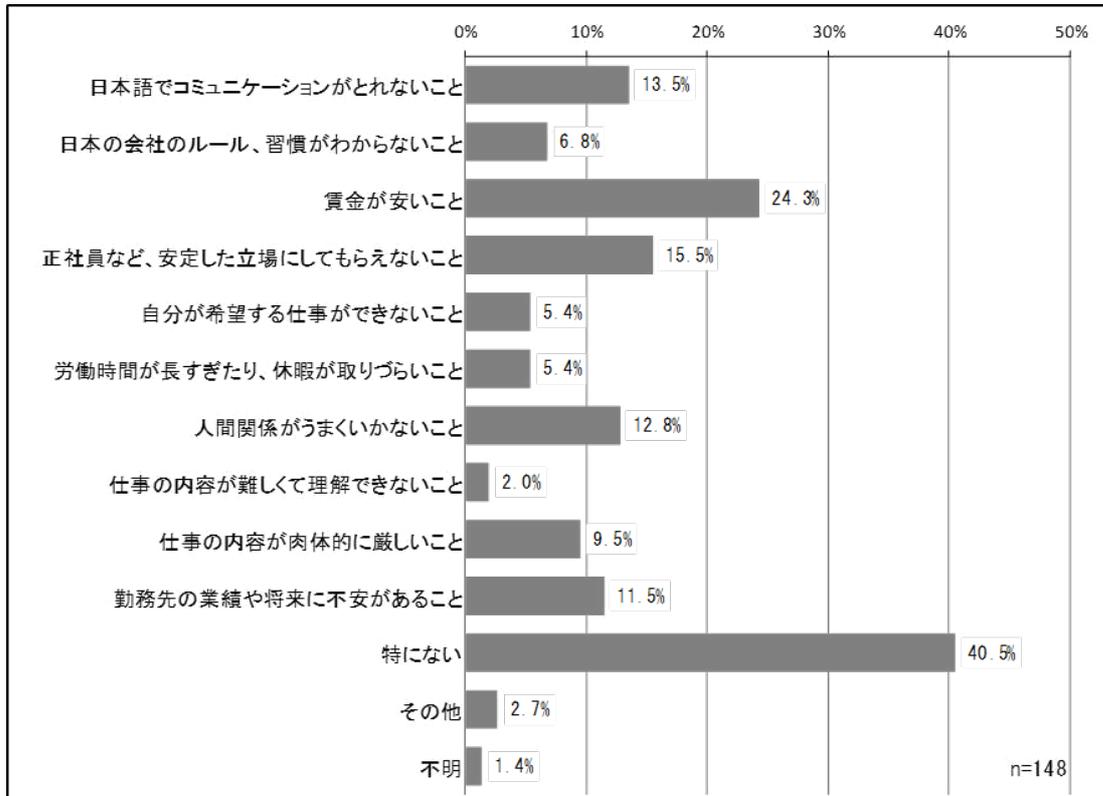


問3 あなたは今後も日本に住み続ける予定ですか。

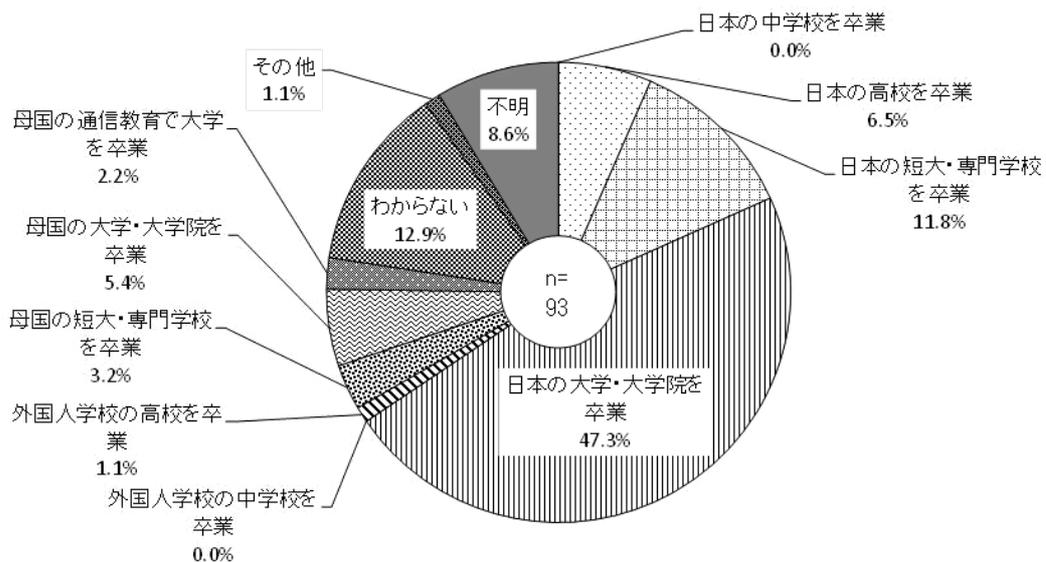
(「いつかは帰国する予定である」と回答の方) ⇒ 今後、日本にどれくらいの期間、住む予定ですか？



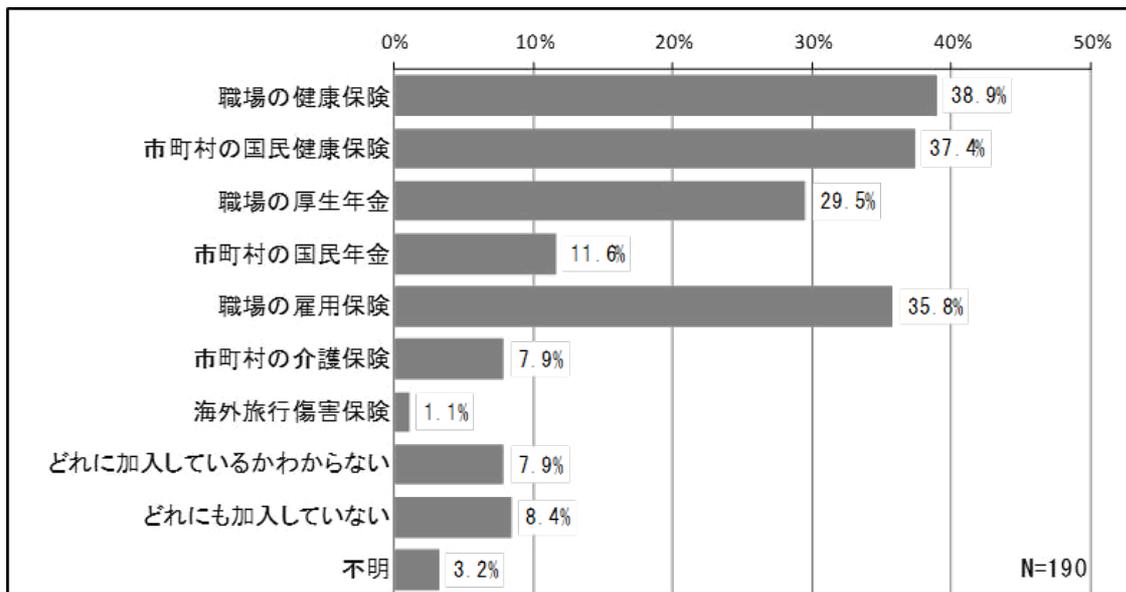
問4 現在の仕事について困っていることはありますか。



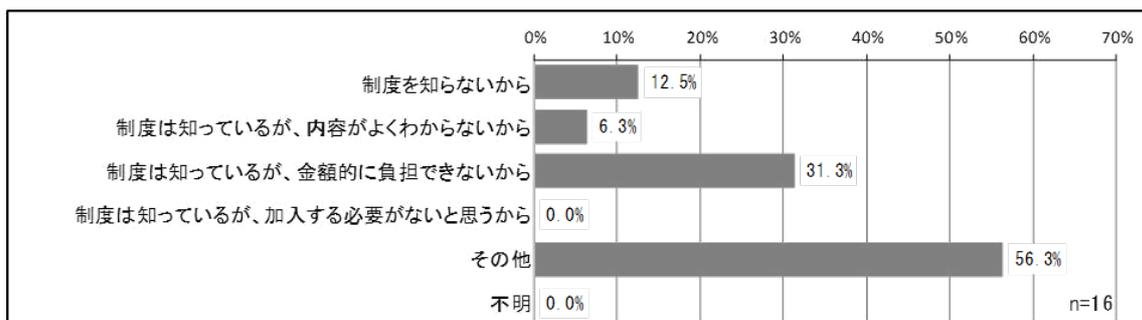
問5 あなたは子どもにどこまで進学して欲しいですか。



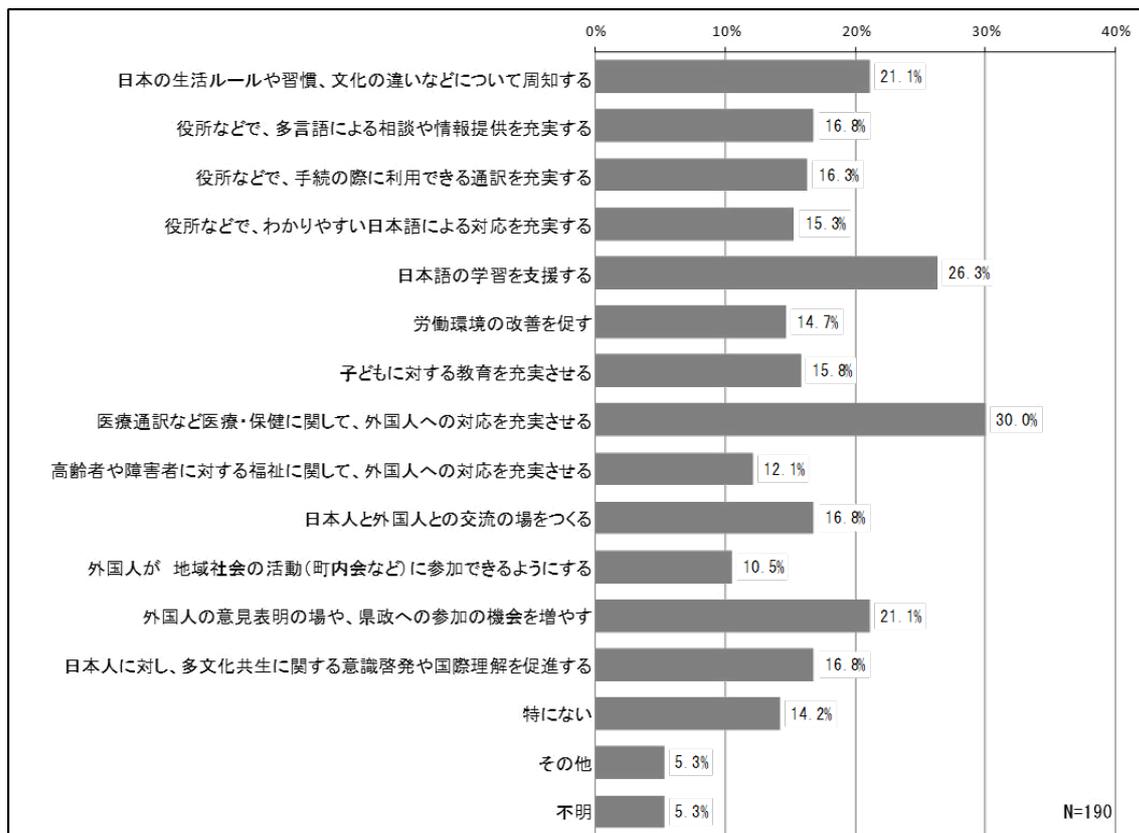
問6 次の保険や年金制度に加入していますか。



問7 問6で「どれにも加入していない」と回答の方は、加入していない理由は何ですか。



問8 行政の取組みで、充実して欲しいことは何ですか。



2 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議

（1）設置要綱

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の策定をするため、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、様々な立場の市民より意見を求める。

（構成）

第2条 検討会議は、10人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 検討会議の事務局は、市民協創部多文化共生・国際課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）検討会議 委員名簿

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 名 等
青木 清人	愛知県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室長
池田 ジュリ	トヨハシ フィリピン アソシエーション会長
河村 八千子	NPO法人フロンティアとよはし理事長
川本 恭久	豊橋市自治連合会理事
鈴木 拓也	豊橋商工会議所事務局長兼総務部長
田辺 豊人	NPO法人ABT豊橋ブラジル協会副理事長
中村 佳嗣	豊橋市立小中学校外国人児童生徒推進委員会委員長
◎名和 聖高	愛知大学地域政策学部教授
○村松 由起子	国立大学法人豊橋技術科学大学 グローバル工学教育推進センター 国際交流部門 准教授
渡辺 一充	公益財団法人豊橋市国際交流協会常務理事

◎：会長 ○：会長代理

(3) 会議経過

第1回	2018年6月14日（木）
第2回	2018年11月21日（水）
第3回	2019年3月4日（月）

3 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議

（1）設置要綱

新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議設置要綱

（設置）

第1条 新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の策定をするため、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定会議は、多文化共生社会の実現を図るため、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の骨子、内容を協議調整し、策定する。

（組 織）

第3条 策定会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、策定会議を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長及び委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）別表1の職にある者

5 策定会議は、必要に応じて関係者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（部会）

第4条 策定会議のもとに、委員をもって組織する、新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定部会を設置する。

2 部会は、次の事項を所掌する。

（1）新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の骨子、内容の協議調整を行う。

（2）新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）の検討・提案事項の協議調整を行う。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）別表2に掲げる課から選出された者

4 部会は、必要に応じて関係者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、市民協創部多文化共生・国際課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

(2) 会議構成員

①新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定会議構成員

役 職	職 名
会 長	市民協創部 多文化共生・国際課長
委 員	防災危機管理課長
〃	企画部 広報広聴課長
〃	市民協創部 安全生活課長
〃	〃 市民協働推進課長
〃	福祉部 国保年金課長
〃	〃 長寿介護課長
〃	こども未来部 こども未来政策課長
〃	〃 保育課長
〃	産業部 産業政策課長
〃	〃 商工業振興課長
〃	建設部 住宅課長
〃	教育部 教育政策課長
〃	〃 学校教育課長
〃	〃 生涯学習課長
〃	〃 図書館長

②新豊橋市多文化共生推進計画（仮称）策定部会構成員

委員	市民協創部	多文化共生・国際課
〃		防災危機管理課
〃	企画部	広報広聴課
〃	市民協創部	安全生活課
〃	〃	市民協働推進課
〃	福祉部	国保年金課
〃	〃	長寿介護課
〃	こども未来部	こども未来政策課
〃	〃	保育課
〃	産業部	産業政策課
〃	〃	商工業振興課
〃	建設部	住宅課
〃	教育部	教育政策課
〃	〃	学校教育課
〃	〃	生涯学習課
〃	〃	図書館

豊橋市多文化共生推進計画 2019－2023

2019年3月

発行：豊橋市市民協創部多文化共生・国際課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 (0532) 51-2007

豊橋市多文化共生推進計画

2019-2023

